

2024

# うごしんの現況



羽後信用金庫

# 2024 うごしんの現況

## 目 次

ごあいさつ	1
羽後信用金庫と地域社会	2
経営方針・経営理念	4
事業運営等に関する事項	5
当金庫の概要	12
不良債権の状況	18
当金庫の主要な事業の内容	19
地域密着型金融への取組み	20
業務のご案内	21
自己資本の状況（単体における事業年度の開示事項）	25
資料編	35
信金中央金庫のご案内	52
開示項目一覧	53



本 店



本 部

## プロフィール

《令和6年3月31日現在》

本部所在地:秋田県由利本荘市本荘24番地
創立:昭和23年4月11日
会員数:31,549名
出資金:33億円
総資産:1,578億円
預金:1,495億円
貸出金:720億円
自己資本比率:9.62%
役職員数:161名
店舗数:35店舗

# ごあいさつ

皆さんには平素より私ども羽後信用金庫をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

今年もうごしんでは、地域の皆様にうごしんの経営内容をわかりやすくお伝えするためにディスクロージャー誌「うごしんの現況 2024」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

うごしんは、「会員・お客さま満足度の高い金融の実現」と「持続的発展が可能な地域社会づくりに向けた金融の実現」の2つの命題に向けて積極的に取り組んでまいりました。

令和5年度末の預金積金は、流動性預金の歩留まりを要因とし、期末残高で8億円増加し1,495億円となりました。一方、貸出金は、発電事業者向け融資等に取り組んだものの、新型コロナウイルス感染対策資金の返済が開始されたことから、期末残高で13億円減少し720億円となりました。

損益面につきましては、貸出金利息・有価証券利息配当金の減少を主要因とし資金運用収益が減少し、役務取引等費用の増加、国債等債券償却の計上もあったことから業務純益は289百万円と前年比で減少しました。

また、与信費用の計上等があったものの、経常利益268百万円、当期純利益は142百万円を計上することができました。

令和6年度も、日本経済を取り巻く環境は依然として不確実性が増しておりますが、内外の経済情勢の厳しい動きに取引先中小企業が翻弄されることがないよう、羽後信用金庫としては、こうした不確実な経済環境の中にある取引先中小企業に対し、本年度も変わらずその資金繰りを支え、ウィズコロナの時代を生き抜くための事業継承・事業再構築・収益力改善などに関する課題解決に取り組んでまいりますので、ご支援・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年7月



会長 伊東 富男



理事長 藤田 直人

# 羽後信用金庫

～あなたの街の

「街が元気に活気づく！」が私たちの願いです。

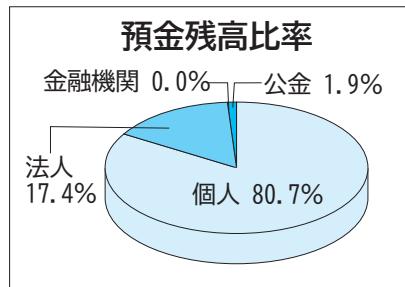
羽後信用金庫の地域経済活性化への取組みについて

羽後信用金庫は秋田県全域を事業区域として、地元の中小企業者ことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元お手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった

ります。



預金積金／149,547百万円

出資金／ 3,331百万円

会員数／ 31,549名

お客様

地域からお預かりした  
に還元いたしております

羽後信

## 預金に関する事項

当金庫では、お客様の大切な財産を安全に、確実に、お気軽に運用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

また、お客様の着実な資金づくりのお手伝いをさせていただくために、新商品の開発やサービスの充実により一層取り組んでまいります。

## 今期決算に関する事項

より一層の経営の合理化・効率化の推進と適正な収益確保に努め、令和5年度は289百万円の業務純益を計上する事ができました。

また自己資本比率は9.62%となり、健全性の目安とされている国内基準の4%を十分に上回っております。

今後も積極的業務運営と、安定的な収益確保により、当金庫に対する信頼のさらなる向上に努めます。

- 役職員数
- 店舗数
- 当期純利益
- 自己資本比率

## 地域活性化に関する取組状況

地域活性化につながる多様なサービス相談、情報提供による取引先企業と経営指導・ビジネスマッチングの提

地域の経営者の異業種交流・親睦をラブ」があり、地域企業の経理担当者で「経理担当者研究会」があります。ッキング」は情報交換の場として有効

その他にも各店において、いろいろ様相互の発展と繁栄のお手伝いをいた

## 地域社会の一員としての活動

金融機関は、預金や融資業務を始めとする地域金融活動での地域貢献が第一であることはいうまでもありません。羽後信用金庫では、かねてより地域金融機関である信用金庫にとって、地域貢献は「当然の使命」であると考え、金融機能の提供にとどまらず、さまざまなサービス提供に努めています。

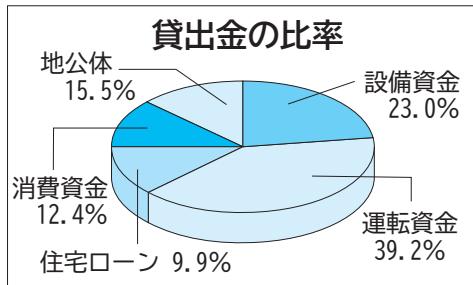
# と地域社会

## 親近バンク～

や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していく

で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄の  
や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発

面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでお



## 、会員



資金は、地域に積極的  
す。

## 用金庫

161名（令和6年3月末）

35店舗

142百万円

9.62%

スの提供として、経営指導、  
支援としてのニーズの収集  
供をしてまいりました。  
図る場として「うごしんク  
様の情報交換学習の場とし  
また「うごしんビジネスマ  
に機能しております。  
な預金会が組織され、お客  
しております。

### 地域の皆様への資金提供状況

貸出金／72,075百万円

預貸率／48.19%

### 貸出金に関する事項

お客様からお預かりした預金・積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の発展に資するため、円滑な資金提供を行う形でお客様や地域社会に還元しております。

営業区域内の中小企業の皆様に対し、設備資金として16,603百万円、運転資金として28,250百万円をご融資いたしており、個人のお客様には住宅ローンとして7,157百万円、消費者ローンとして8,919百万円をご融資いたしております。

また地方公共団体へも、11,144百万円をご融資いたしております。

### 貸出金以外の運用に関する事項

当金庫は地域の皆様からお預かりした預金・積金を地域の中小企業や個人の皆様等にご融資しているほか、余裕資金につきましては預け金や有価証券等で安全第一の運用を心掛けております。

### 地域の皆様とのコミュニケーション

6月15日の信用金庫の日のキャンペーンの一環として各店舗の職員が地域の清掃作業等の地域の美化のお手伝いをさせていただいている他、子供達の健やかな成長を願い「由利本荘市少年サッカーフェスティバル」や「サッカー教室」を開催しております。

また、由利本荘市「菖蒲カーニバル」「八幡神社祭典」「市民ボート大会」、にかほ市「芭蕉トライアスロンレース」等多くの地域行事に参加しております。

# 経営方針・経営理念

## 経 営 方 針

お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客さま、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献する。

## 経 営 理 念

羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。

羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。

羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

# 事業運営等に関する事項

## 当金庫のリスク管理への対応

### ■リスク管理の体制

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しています。

うごしんでは、リスク管理の強化を重点課題と位置付け、さまざまなリスクに対して的確に対応できる体制の構築に努めています。

### ■信用リスク

信用リスクとは、貸出先である企業や個人の財務状況の悪化等により、貸出金や利息が回収不能となり、金融機関が損失を被るリスクです。

うごしんでは貸出審査部門と営業推進部門を分離して審査の独立性と貸出資産の健全性を維持し、審査機能の充実と強化を図っております。また自己査定についても厳密に貸出資産を査定し、適正な償却・引当を行い、信用リスクの把握と管理を実行しております。

### ■流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスク（市場流動性リスク）からなります。

うごしんでは、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった業界としてのバックアップ体制を敷くなど、十分な管理態勢を確保しております。

### ■システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

うごしんでは信用金庫共同オンラインシステムを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

### ■市場リスク

市場リスクとは、金利（金利リスク）、為替（為替リスク）、株式相場・債券相場（価格変動リスク）等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有資産の価格が変動し金融機関が損失を被るリスクのことです。

うごしんでは資金運用基準を設け常にリスクの状況を把握しながら、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化・充実に努めています。

### ■事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

うごしんでは本部監査部が各部店に対し定期的に臨店監査を実施する一方、部店には内部検査の月例実施を義務付けております。また日常事務ミス防止のため、マニュアルの整備や内部研修等により事務レベルの向上を図るなど事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

## 法令遵守の体制（コンプライアンスの強化）

金融機関は高い公共性と社会性を有し、地域経済の発展に貢献するという重要な使命を担っています。このため、うごしんは、地域の皆様から信頼していただけるように役職員一人ひとりが各種法令や諸規則に則った業務を遂行していくと同時に、高い倫理観に支えられた行動をとること、すなわちコンプライアンスを徹底させることを経営方針の最重要課題のひとつとして取り組んでいます。

こうしたことから、当金庫では「コンプライアンス・マニュアル」「羽後信用金庫倫理憲章」を策定しており、さらに平成13年4月には「金融商品に係る勧誘方針」を制定しました。また「コンプライアンス・プログラム」に基づき研修を実施しており、コンプライアンスの強化に努めています。

これまでうごしんでは、役職員一人ひとり自己責任原則に基づいて日常の業務運営に取り組んでまいりましたが、全部店に「コンプライアンス読本」「登録等証券業務に関するコンプライアンス」の冊子を、全

職員に「事例に学ぶ信用金庫職員のコンプライアンス」「信用金庫職員の服務と倫理」の冊子を配付し、認識を新たにさせるとともにコンプライアンス意識の高揚を図っております。

## 『羽後信用金庫倫理憲章』

### 1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

羽後信用金庫は、信用金庫の持つ高い社会的責任と公共的使命の重みを十分に認識し、自己責任に基づく健全な業務運営を行い、地域における揺るぎない信頼の確立を目指します。

### 2. 地域社会発展への貢献

羽後信用金庫は、創意と工夫を活かしたキメ細かい金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献します。

### 3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

羽後信用金庫は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的に健全な常識や倫理に決してもとのない、公正な業務運営を行います。

### 4. 反社会的勢力の排除

羽後信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って排除します。

### 5. 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

羽後信用金庫は、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

## 金融ADR制度への対応（苦情処理措置・紛争解決措置等の概要）

### [苦情処理措置]

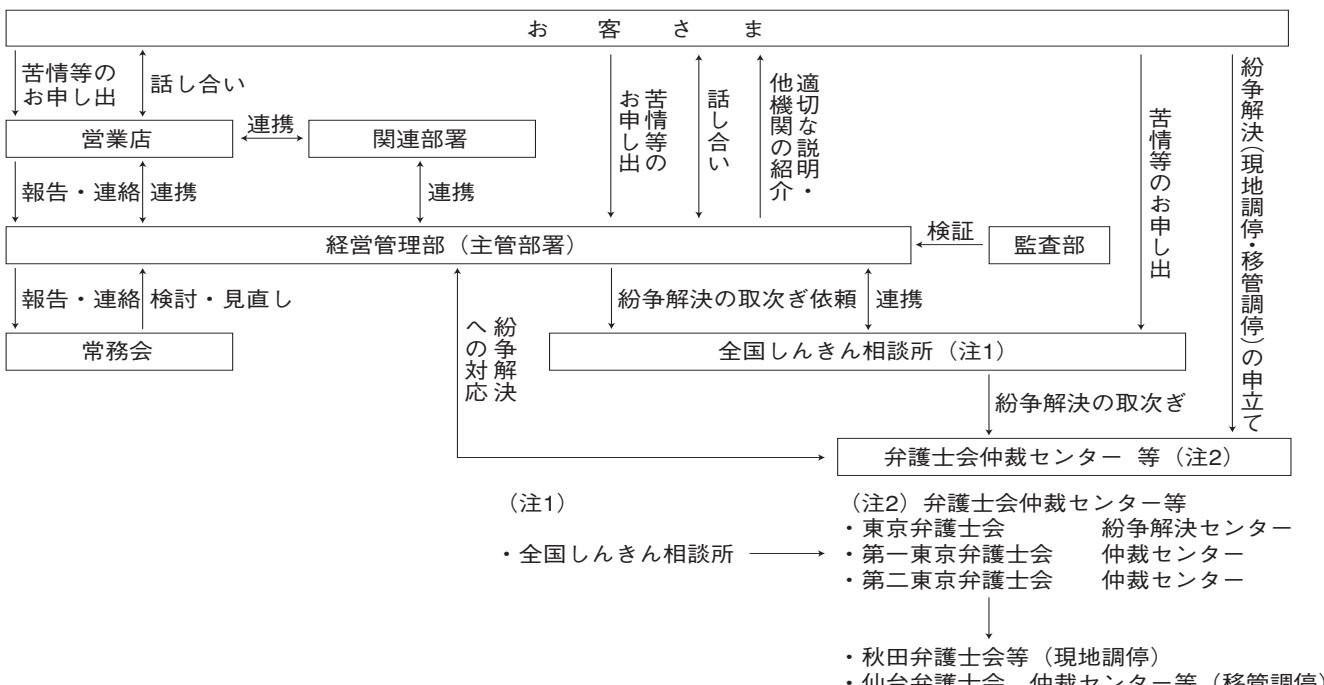
当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は16ページ参照）または経営管理部（電話：0184-23-3000）にお申し出下さい。

### [紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記の東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部にお尋ねください。



# 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

## 1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、又は「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

(1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ

　　＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等

(2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号

　　＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

## 2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

ア．当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

イ．お客さまの個人情報は、

(ア) 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項

(イ) 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項

(ウ) 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項

(エ) 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項

(オ) その他一般に公開されている情報

等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

ア．当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

イ．お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

(ア) 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

(業務内容)

①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務

②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務

③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提供会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとのお取引を適当かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

(イ) 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦預金口座付番に関する事務のため
- ⑧住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引のある営業店若しくは下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- (1) お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- (2) お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (3) お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止又は消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止又は消去を行います。なお、調査の結果、利用停止又は消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

(4) お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

(5) 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

## 5. 個人情報等の安全管理について

(1) 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(2) 当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

ア．個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談及び苦情を受け付けています。

イ．取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者及びその任務等について定めています。

ウ．個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実又はそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。

エ．個人データの取扱いに関する留意事項について、必要に応じて職員に研修を実施しています。

オ．個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データ閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

カ．アクセス制御を実施して、取扱者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

## (3) リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

## (4) クッキーについて

当金庫のホームページではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

### (クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトにアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

## 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

### (1) 定期預金の期日案内等の作成に関わる事務

### (2) ダイレクトメールの発送に関わる事務

### (3) 情報システムの運用・保守に関わる業務

## 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報—等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及

びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

#### 8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、お取引店又は下記の当金庫相談窓口までご連絡ください。

##### 【個人情報等に関する相談窓口】

羽後信用金庫 経営管理部

住所 : 〒 015-0809

秋田県由利本荘市本荘 24 番地

電話番号 : 0184-23-3000

F A X : 0184-25-9190

## 『金融商品に係る勧誘方針』

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によって決めていただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、総代会で、期中に退任等により支給対象となった場合は当金庫所定の基準により支給すること、具体的な金額、支給の時期、方法等は、理事にあっては理事会に、監事にあっては監事の協議に一任することの承認を予め得ることにより退任時に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a . 決定方法
- b . 算出方法
- c . 支給時期および方法

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	51

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記内訳は、「基本報酬」45百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」4百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第4号及び第6号並びに第3条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 当金庫の概要

## 概要（令和6年3月31日現在）

創立／昭和23年4月11日  
純資産／63億円  
本部／〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘24番地  
店舗数／35店舗  
会員数／31,549名  
役職員数／161名  
営業地区／秋田県全域

## 令和5年度の事業の概況

令和5年度のわが国経済は、5月に新型コロナの感染症法上の分類が、2類相当から季節性インフルエンザ等と同等の5類に引き下げられたことにより、行動制限や水際対策などが段階的に緩和され、新型コロナの流行が始まった令和2年から3年以上経て、ようやくコロナ禍の状況に区切りがつきました。しかし、世界的な感染拡大による都市封鎖・物流網の混乱等の影響が残り供給制限を契機とした部材不足や物価高騰は、生産活動の抑制や在庫不足による小売業の販売機会の逸失、コスト高に伴う企業収益の圧迫や家計の購買力低下など地域経済に影響が波及することとなりました。

このような日本経済を取り巻く環境は、未だに先が見通しづらい状況ですが、取引先中小企業が経営環境の変化に翻弄されることがないよう、その資金繰りを支え、信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、信用金庫の強み・独自性を活かした金融仲介機能を発揮し、お客さまや地域の成長・発展等に資する取り組みを支援して、金庫の業績向上と地域経済の回復・発展に貢献していくものとして取組んでまいりました。

その結果、期末残高での預金積金は、流動性預金の歩留まりを要因とし、前年から8億円増加し1,495億円となりました。一方、貸出金は令和5年度も発電事業者向け融資等に取り組んだものの、新型コロナウイルス感染拡大対策資金の返済が開始されたことから、前年から13億円減少し720億円となりました。

損益面につきましては、資金運用収益は貸出金利息・有価証券利息配当金の減少を要因とし前年を16百万円下回り、費用面で役務取引等費用が11百万円増加し、国債等債券償却38百万円の計上もあったことから、業務粗利益では前年を109百万円下回る1,788百万円、本業の儲けを示すコア業務純益も前年を82百万円下回る327百万円を計上しました。結果、経常利益は前年を99百万円下回る268百万円、当期純利益も前年を224百万円下回る142百万円の計上となりました。

## 信用金庫の特性について（協同組織とは）

協同組織の金融機関である信用金庫は、地域の皆さまが利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした金融機関であります。

株式会社である銀行が、収益面では株主の利益が優先されるのに対し、信用金庫は会員の利益が優先されます。また、協同組織は基本的に人的結合体としての性格もあり、地域の会員外の皆さまからも資金をお預かりすることができます。

地域と運命共同体的な関係にあり、「地域社会発展への貢献」という信用金庫の基本理念実現のために地域全体への貢献が強く求められ、豊かな地域社会を実現するために日々努力しております。

# 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加する事になります。しかし、うごしんでは会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、うごしんでは、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、うごしんでは、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## 総代とその選任方法

### ■総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は200名で、うごしんの地区を5区の選任区域に分かれ、選任区域ごとに定数が定められています。

なお、令和6年3月31日現在の会員数は31,549名です。

### ■総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意をうごしんの経営に反映させる重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は総代選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①理事長は、総代会の決議により、会員の中から

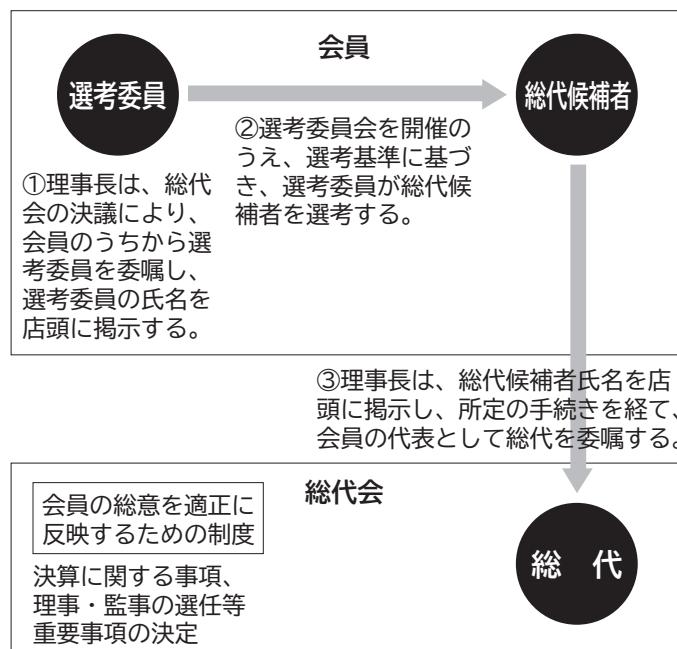
総代候補者選考委員を委嘱する。

②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が、総代候補者を選考する。

③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

#### (注) 総代候補者の選考基準

- ①うごしんの会員であること
- ②就任時点で満80歳を超えていないこと
- ③総代としてふさわしい見識を有している者
- ④良識をもって正しい判断ができる者
- ⑤人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ⑥金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力してくれる者
- ⑦その他総代候補者選考委員が適格と認めた者



### 第76期通常総代会決議事項

第76期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

#### ①報告事項

第76期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)  
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

#### ②決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分案承認の件                 |
| 第2号議案 | 定款第15条に基づく会員除名の件           |
| 第3号議案 | 総代候補者選考委員選任の件              |
| 第4号議案 | 退任理事および退任監事に対する退職慰労引当金支給の件 |

# 地域の会員を代表する総代一覧

第1選任区 75名

佐々木	満⑩
池田	晃司⑩
吉田	恵一⑩
大場	良房②
菊地	長司②
本間	正樹②
小笠原	稔②
小島	一広②
須田	郁夫②
堀井	和典②
石山	正雄②
堀義	弘①
大越	英雄①
加藤	清人①
中村	和典④
工藤	正美⑧
鈴木	一明⑥
石井	清④
鈴木	和男⑨
佐藤	秀典⑥
佐藤	徳和③
加藤	司⑤
鈴木	公男①
鈴木	信夫①
正木	捷也②
佐藤	健一郎⑩
鈴木	清⑨
木村	智⑥
土田	克夫⑤
打矢	正敏④
佐藤	仁明②
佐藤	義之①
三浦	秀人①
佐々木	千尋⑩
佐藤	孝一②
佐々木	一昭②
池田	則男⑧
三浦	修悦⑥
藤井	周二②
佐藤	良夫③
赤川	進②
斎藤	雅豊①
工藤	博臣①

由利本荘市

第1選任区

佐藤	君雄⑩
徳山	洋一⑩
小濱	仁⑦
佐藤	聖悦④
大友	直司②
高橋	和浩②
大友	輝夫⑩
黒木	隆治⑩
黒田	文男⑥
小坂	和則③
豊島	稔⑩
眞坂	光悦⑩
佐藤	安隆③
佐藤	久幸③
鈴木	充②
大沼	武彦③
大日向	直美⑥
斎藤	幸悦⑥
佐野	拓和⑥
長沼	久利⑥
小松	明⑤
伊東	国広②
佐藤	正徳①
加藤	鉱一⑩
菊地	富夫⑩
黒川	真澄④
白井	寿明②
佐々木	等②
堀江	拓成④
斎藤	英則①
須田	哲生①
須藤	輝之①

第2選任区 17名

金子	昭⑩
斎藤	聰③
渋谷	實⑨
安倍	秋一②
渡辺	嘉宏②
佐藤	嵩宗②
今野	弘樹①
萩野	良人①
逸見	司⑩

にかほ市

第2選任区

森	純⑦
渋谷	正敏⑩
須藤	修③
齋藤	朝昭②
池田	智②
土門	真砂光②
斎藤	秀雄①
佐藤	岳夫①

第3選任区 52名

木村	健⑤
福田	勝洋②
三浦	尚⑤
有坂	恵司⑤
佐藤	雅俊④
伊藤	弘⑤
丸谷	勇幸②
石川	竜季①
伊藤	隆康⑤
佐々木	利理⑤
鈴木	俊宏⑤
小松	忠信②
挽野	実之②
小松	稔①
伊藤	隆章⑤
最上	正明⑤
佐々木	光一②
高橋	良仁②
高橋	廣輝⑤
戸澤	正武⑤
細井	諭⑤
澤野	ノリ子②
齊藤	兼夫①
近藤	哲泰①
檜森	吉裕①
佐々木	長利⑤
高橋	貞彦⑤
田口	順一⑤
若松	謙三⑤
田村	浩祥①
佐藤	芳雄④
佐々木	峰生③
佐々木	勝美②

第4選任区 18名

篠崎	康彦⑥
最上	育洋②
高橋	勝行②
中野	敏之②
金澤	正樹①
佐々木	貞夫①
大山	貞夫①
佐々木	明子①
村上	政勝④
平塚	幸樹②
佐藤	政嘉③
佐藤	繁夫⑨
佐藤	鉄也⑥
中村	文夫②
菅完	一⑤
大沼	禮一④
今野	英幸④
島津	啓光②
田中	昇②

湯沢市・横手市

第3選任区

鈴木	一彦⑤
菅原	忠芳⑤
鈴木	文夫⑤
藤原	儀英⑤
藤峰	成利④
戸澤	圭悦④
岡田	一③
細川	良晴②
小林	晃①
石川	円①
平瀬	孝志⑤
山田	弘一④
高橋	宏幸④
高橋	篤美④
渡邊	與志秀②
佐藤	吉博⑤
佐藤	富幸④
高橋	清一郎④
高橋	功四郎①

第4選任区

篠崎	康彦⑥
最上	育洋②
高橋	勝行②
中野	敏之②
金澤	正樹①
佐々木	貞夫①
大山	貞夫①
佐々木	明子①
村上	政勝④
平塚	幸樹②
佐藤	政嘉③
佐藤	繁夫⑨
佐藤	鉄也⑥
中村	文夫②
菅完	一⑤
大沼	禮一④
今野	英幸④
島津	啓光②
田中	昇②

令和6年6月30日現在総代数 192名

第5選任区 30名

山科	優②
金子	晴雄⑦
佐藤	浩嗣⑤
関戸	實⑤
能代市	塚本真木夫⑤
山本郡	平塚正広⑤
保坂能見	見⑤
鹿角市	本間覚⑤
山木泰正	正⑤
渡辺正彦	彦⑤
鈴木英雄	②
中田潤	②
佐藤肇治	②
針金勝彦	②
大高光晴	⑤
腰山敏夫	⑤
毛利淳一	④
佐藤幸樹	②
登藤暁洋	①
赤川秀悦	⑤
鶴上市	佐々木修司⑤
信太研治	④
石井咲子	③
三浦基英	②
成田芳継	⑤
牧野和人	①
菊池豊	⑤
姉蒂淳一	①
高橋剛	①

※氏名の後の数字は総代への就任回数

## 総代の属性別構成比

### 1. 職業別

職業	法人代表者	個人事業主	個人	合計
人数	161	24	7	192
構成比	83.9%	12.5%	3.6%	100.0%

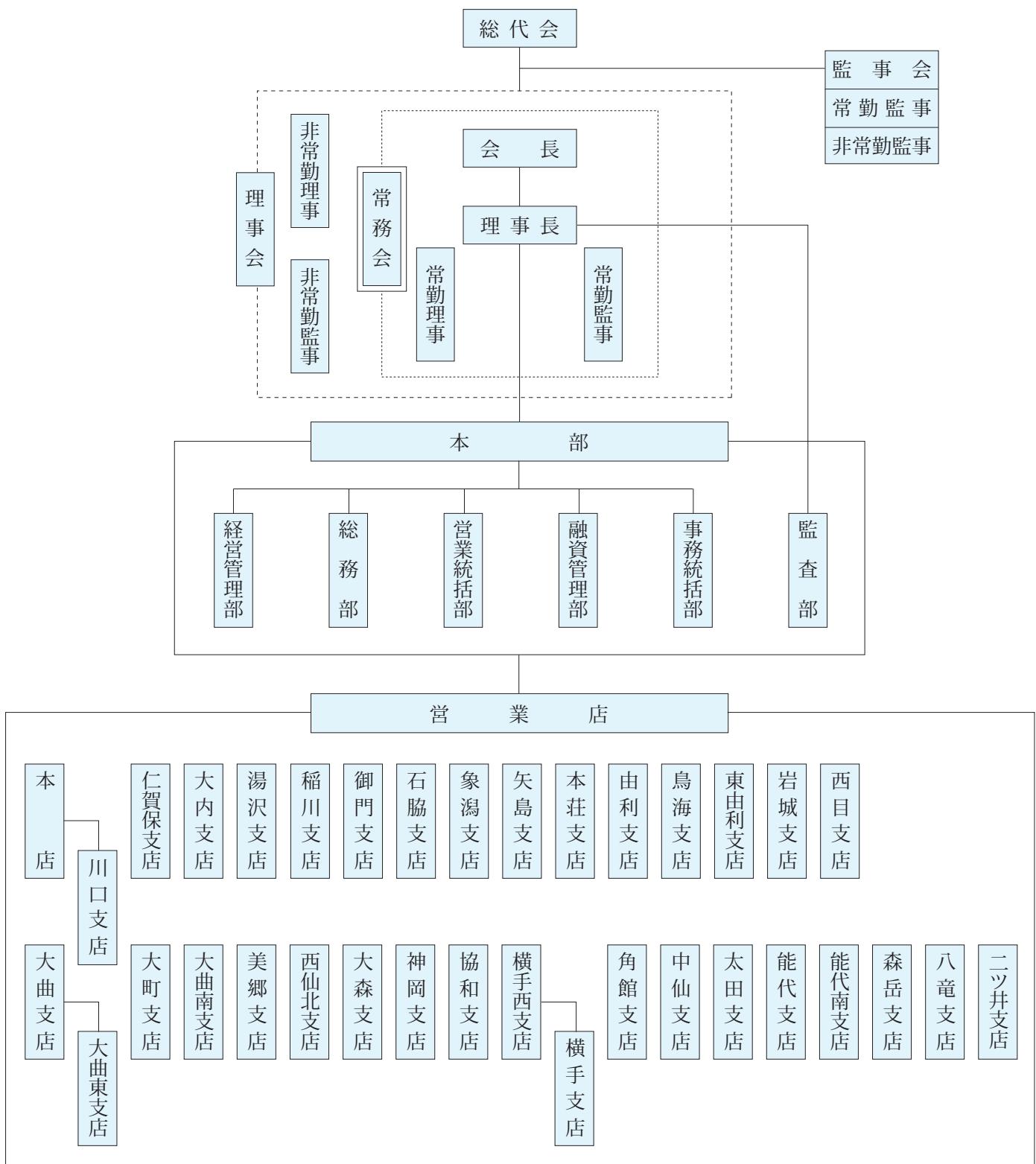
### 2. 年代別

年代	80代以上	70代	60代	50代	40代	30代	合計
人数	14	84	60	29	4	1	192
構成比	7.3%	43.8%	31.2%	15.1%	2.1%	0.5%	100.0%

### 3. 業種別

業種	製造業	林業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	卸売業、小売業	不動産業	学術研究、専門・技術サービス業	飲食業	生活関連サービス業、医療・福祉	その他のサービス	個人	計
人数	21	2	1	62	55	2	3	4	9	7	19	7
構成比	10.9%	1.0%	0.5%	32.3%	28.6%	1.0%	1.6%	2.1%	4.7%	3.7%	9.9%	3.7%

## 組織機構図



## 事務所の名称及び所在地（令和6年7月31日現在）

地図番号	店舗名	店舗コード	所在地	TEL	FAX
①	▲本店	001	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13	0184-23-3001	0184-23-3030
	川口支店	011	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13（本店内）	0184-23-3001	0184-23-3030
②	▲仁賀保支店	002	〒018-0402 秋田県にかほ市平沢字中町80-2	0184-35-4649	0184-35-4648
③	大内支店	003	〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町字日渡170-1	0184-65-2057	0184-65-2058
④	▲湯沢支店	005	〒012-0845 秋田県湯沢市材木町2-1-12	0183-73-5128	0183-73-5129
⑤	稻川支店	007	〒012-0105 秋田県湯沢市川連町字万九郎屋布75-2	0183-42-2181	0183-42-2182
⑥	御門支店	008	〒015-0861 秋田県由利本荘市御門140	0184-24-3131	0184-24-3133
⑦	石脇支店	009	〒015-0012 秋田県由利本荘市石脇字田尻28-64	0184-22-8778	0184-22-8780
⑧	象潟支店	010	〒018-0106 秋田県にかほ市象潟町字五丁目塩越82-1	0184-43-5840	0184-43-5842
⑨	矢島支店	025	〒015-0404 秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂12-7	0184-55-3140	0184-55-2400
⑩	本荘支店	026	〒015-0078 秋田県由利本荘市谷地町136	0184-22-1234	0184-22-2400
⑪	由利支店	027	〒015-0341 秋田県由利本荘市前郷字前郷28	0184-53-4195	0184-53-2400
⑫	鳥海支店	028	〒015-0501 秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤瀬32-2	0184-57-2320	0184-57-2400
⑬	東由利支店	029	〒015-0211 秋田県由利本荘市東由利老方字老方4-5	0184-69-2330	0184-69-2400
⑭	岩城支店	048	〒018-1301 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢85-8	0184-73-2020	0184-73-2400
⑮	西目支店	049	〒018-0604 秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2-310	0184-33-2244	0184-33-2400
⑯	▲大曲支店	100	〒014-0014 秋田県大仙市大曲福住町9-16	0187-62-3322	0187-62-6870
	大曲東支店	103	〒014-0014 秋田県大仙市大曲福住町9-16（大曲支店内）	0187-62-3322	0187-62-6870
⑰	大町支店	101	〒014-0048 秋田県大仙市大曲上大町10-17	0187-62-1805	0187-62-1807
⑱	▲大曲南支店	102	〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町14-34	0187-62-7755	0187-62-7888
⑲	美郷支店	104	〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字馬町56-1	0187-84-1126	0187-84-1127
⑳	西仙北支店	105	〒019-2112 秋田県大仙市刈和野字清光院後42-28	0187-75-0370	0187-75-1285
㉑	大森支店	106	〒013-0514 秋田県横手市大森町字大中島250-1	0182-26-4531	0182-26-4532
㉒	神岡支店	107	〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字神宮寺165	0187-72-3355	0187-72-4525
㉓	協和支店	108	〒019-2411 秋田県大仙市協和境字野田20-4	018-892-3020	018-892-3021
㉔	横手西支店	109	〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字下久保139-1	0182-33-2700	0182-33-2737
	横手支店	006	〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字下久保139-1（横手西支店内）	0182-33-2700	0182-33-2737
㉕	角館支店	110	〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町5	0187-54-2176	0187-54-2274
㉖	中仙支店	111	〒014-0203 秋田県大仙市北長野字野口前63-1	0187-56-3210	0187-56-3211
㉗	太田支店	112	〒019-1601 秋田県大仙市太田町横沢字堀の内2-7	0187-88-2311	0187-88-2312
㉘	▲能代支店	113	〒016-0821 秋田県能代市畠町4-11	0185-52-3226	0185-89-1130
㉙	▲能代南支店	114	〒016-0852 秋田県能代市出戸本町15-2	0185-89-1500	0185-89-1502
㉚	森岳支店	115	〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字長田3-1	0185-83-3005	0185-83-3006
㉛	▲八竜支店	116	〒018-2407 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田251-1	0185-85-2155	0185-85-2156
㉜	二ツ井支店	117	〒018-3151 秋田県能代市二ツ井町字三千苅44-8	0185-73-2911	0185-73-2912

▲スポーツ振興くじ取扱店

## 役員一覧（令和6年6月30日現在）

役名	氏名	役名	氏名
会長(代表)	伊東富男	理事	齋藤浩太郎(※1)
理事長(代表)	藤田直人	理事	大井永吉(※1)
常勤理事	土田浩	常勤監事	佐々木浩紀
理事	村岡淑郎(※1)	監事	佐藤信悦
理事	高橋弘隆(※1)	員外監事	黒澤大司(※2)
理事	橋本一康(※1)		

\*1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

金庫沿革

《烏海信用金庫》

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 昭和23年4月  | 本荘町商工協同組合として発足         |
| 昭和25年2月  | 中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更 |
| 昭和28年6月  | 信用金庫法に基づき本荘信用金庫に改組     |
| 昭和47年10月 | 湯沢信用組合と合併し、鳥海信用金庫と改称   |

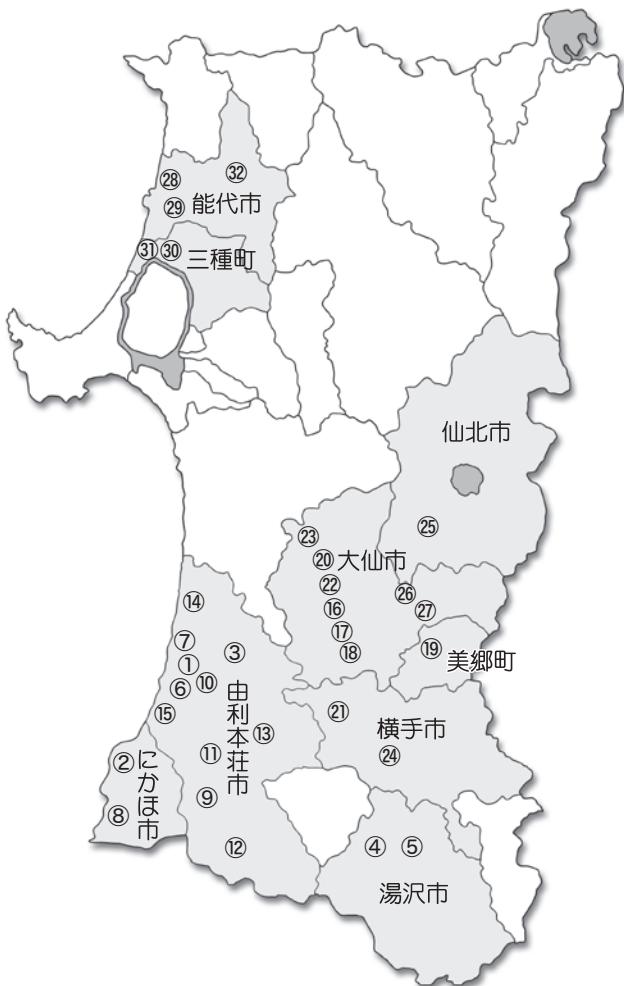
《矢島信用金庫》

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 昭和24年1月 | 矢島町商工業協同組合を設立          |
| 昭和25年2月 | 中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更 |
| 昭和27年3月 | 信用金庫法に基づき矢島信用金庫に改組     |

## 《うごしんのあゆみ》

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 平成7年2月  | 矢島信用金庫と合併し、羽後信用<br>金庫と改称 |
|         | 会長 斎藤銘四郎                 |
|         | 理事長 佐藤久弥就任               |
| 平成16年6月 | 理事長 伊東富男就任               |
| 平成21年7月 | 秋田ふれあい信用金庫と合併            |
| 令和2年6月  | 会長 伊東富男                  |
|         | 理事長 池田秀就任                |
| 令和5年6月  | 理事長 藤田直人就任               |

# うごしんネットワーク



# 不良債権の状況

## 不良債権に対する備えは万全です

うごしんは、資産の健全化による経営体質の強化を最重点施策と位置付け、不良債権の発生防止とその処理に全力で取り組んできました。以下に開示する不良債権は、貸出金等について厳正・厳格な自己査定を実施した結果に基づくものです。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	2,786	2,786	572	2,214	100.00	100.00
	令和5年度	2,602	2,602	484	2,118	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	4,830	4,493	3,887	605	93.04	64.29
	令和5年度	4,899	4,561	4,016	544	93.10	61.70
要管理債権	令和4年度	1,850	670	181	489	36.25	29.31
	令和5年度	1,268	306	127	178	24.15	15.64
三月以上延滞債権	令和4年度	21	16	10	5	78.06	54.64
	令和5年度	25	18	14	3	73.39	34.59
貸出条件緩和債権	令和4年度	1,829	654	170	483	35.76	29.15
	令和5年度	1,243	287	113	174	23.15	15.47
小計(A)		9,467	7,950	4,641	3,309	83.98	68.58
		8,770	7,469	4,628	2,841	85.17	68.60
正常債権(B)		64,340					
		64,571					
総与信残高 (A)+(B)		73,807					
		73,341					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却	0	393

# 当金庫の主要な事業の内容

## 主要な業務

協同組織の地域金融機関として中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融情報サービスを提供するため、小口多数取引に適した事業活動を展開しています。また多様化する地域のニーズにお応えすべく、商品性、サービスの充実に努めています。

### ☆預金業務

預 金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っています。

### ☆貸出業務

貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。

手形の割引 商業手形の割引を取り扱っています。

### ☆有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式及びその他の証券に投資しております。

### ☆為替業務

うごしんでは、全国の金融機関への送金、振込、代金取立等のお取扱いを行っており、お客様にご利用いただいております。また外国為替の取扱いに関しましては、海外送金等のサービスを信金中央金庫を通じ対応しており、ご利用いただけております。

### ☆法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)  
(2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)

### (3) 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)

#### ☆付随業務

##### 代理業務

- ①日本銀行歳入代理店
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③東日本建設業保証株式会社等の代理店業務
- ④独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務

##### 業務の代理又は媒介

- ①信金中央金庫

##### 保護預かり

##### 債務の保証

##### 公共債の引受

##### 国債等公共債の窓口販売

##### 電子債権記録業に係る業務

#### ☆その他の業務

- ・スポーツ振興くじ(通称toto)の払戻し業務(取扱店舗:本店、仁賀保支店、湯沢支店、大曲支店、大曲南支店、能代支店、能代南支店、八竜支店)
- ・家計の合理化のために給料、年金などが安全、確実にお受取りになれる「自動受取サービス」をはじめ「デビットカード」の取扱い、また事業経営の効率化を図る「法人インターネットバンキング」、更に携帯電話、パソコンからでもOK、いつでも、どこでも振込・振替ができる「個人インターネットバンキング」の取扱いなど便利な各種サービスをご提供しております。

なおうごしんでは、皆様の幅広いニーズにお応えするため金融商品、サービスの提供ばかりでなく各種相談を受け付けております。詳細につきましては窓口にてお気軽にご相談ください。

## 機能サービス

### ☆為替(お振込・ご送金・手形・小切手のお取立)

### ☆キャッシュカード(ATM・CD)

### ☆キャッシュカード(ATM・CD)、郵貯カードとの相互取扱い

### ☆各種自動支払制度の取扱い(公共料金[電気、電話、ガス、水道、NHK] 国民年金、税金等)

### ☆年金受取の取扱い(国民年金、厚生年金、船員保険年金等)

### ☆給与振込制度の取扱い

### ☆国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

### ☆国債等の窓口販売の取扱い

### ☆株式払込みの取扱い

### ☆しんきんクレジットサービス(VISAカード・JCBカード等)

### ☆インターネットバンキング(個人・法人)の取扱い

### ☆デビットカードの取扱い

### ☆サンデーバンキング

うごしんのキャッシュサービスコーナー(ATM)は平日は最大午後9時まで、土曜日は最大午

後7時までご利用いただけます。また日曜日及び祝日も全店舗で午前9時から最大午後7時まで稼働していますので、ぜひご利用ください。

### ☆秋田あつたかネット

羽後信用金庫、秋田銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、県内のJAバンクは、業務提携を行い、ATMを相互解放いたしました。

加盟5金融機関どうしのATMであれば、「利用手数料(出金)(110円)」が平日午前8時45分から午後6時まで無料となります。

### ☆しんきんビジネス・マッチングサービス

しんきんビジネス・マッチングサービスとは、全国の企業のビジネスニーズを信用金庫のネットワークを介して結びつけるサービスです。サービスの利用にあたっては利用申込みが必要となります。

### ☆うごしんでんさいサービス

全国の金融機関が参加するネットワークを通じ、手形に代わる電子記録債権を記録・流通させる決済サービスです。

# 地域密着型金融への取組み

## 取引先の支援など

当金庫は、県内景気が低迷している中、収益の確保に苦慮されているお客様に対し、企業経営支援の強化を図るために、経営改善支援を積極的に行なっております。

お客様の経営上の問題解決に向け、「経営改善計画」に沿った支援を 10 先、本業支援に係る取組先 23 先を選定し、市場競争力・収益性の向上および経営の健全性を高めるための支援を行っており、令和 6 年度も引き続き経営改善のお手伝いをいたします。

## 中小企業の経営の改善のための取組状況

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 中小企業金融円滑化法の期限到来を迎えた後も、金融機関が引き続き円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めなければならないという使命感を以って、役職員一同業務にあたっております。
- (2) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うために、平成 21 年 12 月から、本部に経営改善支援グループを設置しております。
- (3) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、人事部門は役職員に対し研修を実施しております。
- (4) お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談を受付けするために、平成 21 年 12 月から、本部および営業店に相談窓口を設置しております。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

また、地域の中小企業の皆様の幅広い資金ニーズにお応えできるよう、当庫独自の当座貸越型商品である「スーパー事業者ローン」や各商工会・商工会議所との提携による「メンバーズローン」をご用意いたしております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和 5 年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は 1 件、「保証契約の解除」については 5 件ございました。また、「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はございませんでした。

# 業務のご案内

## ■預金・積金のご案内

種類	目的・特色
当座預金	お支払いに手形・小切手などをご利用いただける預金です。
普通預金	サイフ・家計簿替わりにお気軽にご利用いただけます。 給与・年金の自動受取、公共料金や各種クレジット代金の自動振替、またキャッシュカードは全国の提携金融機関等でご利用いただけます。
無利息型普通預金	お利息が付かないことを除いて、普通預金と同様のサービスをご利用になれます。 お預け入れ金額の全額が預金保険制度により保護されます。
後見支援預金	成年被後見人等の預金からの不正引出しを防止することを目的とした普通預金で、個人のうち、家庭裁判所より「指示書」の交付を受けた方がご利用いただけます。 お預け入れ、お引き出しともに家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。
総合口座	[ためる・使う・借りる]をセットした万能口座、いざというときには定期預金としてお預かりの90%以内、最高500万円までを自動的にご融資させていただきます。
貯蓄預金	一定の金額を最低残高として出し入れ自由な普通預金です。10万円型と30万円型の2つの種類があります。
通知預金	短期運用に最適、7日間以上のお預け入れで、お引き出しの際は2日前までにご連絡いただきます。
納税準備預金	納税のための預金です。お引き出しには納付書を添えていただきます。お利息には税金がかかりませんので大変有利です。
定期預金	まとまったお金を大きく育てる、長期計画の財産づくりに最適です。
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用として、1ヶ月～5年以内の期間が自由に選べます。
スーパー定期 (単利型、複利型)	最低お預け入れ単位が100円で、1ヶ月～5年未満で満期日が指定できます。また期間3年～5年未満は半年複利計算され、期間2年～5年ものは中間利払いをいたします。マル優のお取扱いもいたします。大変有利な預金です。
期日指定定期預金	300万円未満の資金運用に便利で有利な預金です。1年毎の複利で計算します。最長3年。お預け入れ後1年間据え置きますと全額または元金の一部（1万円以上）をお引き出しいただけます。お引き出し1ヶ月前にご連絡下さい。
変動金利定期預金 (単利型、複利型)	お預け入れ金額が100円以上で、期間1年～3年の変動金利型の為、6ヶ月毎に適用利率が変更になります。個人の方は半年毎のお利息はそのまま複利運用され、満期時にまとめてお受取りいただけます。税金が差し引かれるのも満期時まで延期される事になり有利です。マル優のお取扱いもいたします。
年金定期預金	当金庫で公的年金または企業年金を受け取っているお客様、またはこれらの年金の受け取りを開始するお客様がご利用いただける預金です。お預け入れ期間は1年、お預け入れ金額はお一人様300万円以内で、お預け入れ時の店頭表示のスーパー定期の利率に0.03%を加えた利率でお預かりいたします。
〔秋田県少子化対策応援ファンド協賛〕 少子化対策応援預金「めんこい」	本定期預金の残高の一定割合に相当する額を「秋田県少子化対策応援ファンド」へ寄付いたします。なお、お客様の寄付金のご負担は一切ございません。 お預け入れ期間は1年で、お預け入れ時の店頭表示のスーパー定期の利率を適用しますが、18歳未満のお子様がいる場合は店頭表示の利率に0.02%を加えた利率でお預かりいたします。（令和6年12月30日まで）
運転免許証自主返納応援定期預金	65歳以上で過去1年以内に運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許証の取消通知書」をご提示いただけるお客様がご利用いただける預金です。 お預け入れ期間は1年、お預け入れ金額はお一人様300万円以内で、お預け入れ時の店頭表示のスーパー定期の利率に0.05%を加えた利率でお預かりいたします。
定期積金	事業資金から将来の生活設計・ご結婚・住宅資金まで目的にあわせ毎月計画的に積み立てる商品です。

※詳しくは本支店窓口、涉外担当者にお問い合わせ下さい。なお、窓口に商品概要説明書をご用意しております。

## ■融資のご案内

種類	目的
手形割引	商業手形の割引をいたします。
手形貸付	仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。
証書貸付	設備資金など長期運転資金をご融資いたします。
当座貸越	貸越極度額内で、何度でも手形・小切手をお支払い出来る便利な制度です。
制度融資	秋田県信用保証協会付で、県市町などの制度融資のお取扱いをしています。
代理貸付	信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の業務をお取扱いしています。

## ■各種ローンのご案内

ローンの種類	目的・特色	期間	ご融資金額
住宅ローン	マイホームづくりのお手伝い。新築・増改築・土地購入資金等にご利用いただけます。固定金利選択型もご利用いただけます。（3年、5年、10年）	35年以内	10,000万円以内
無担保住宅ローン	マイホームづくりのお手伝い。新築・増改築・土地購入資金等に担保を提供して頂くことなくご利用いただけます。	20年以内	1,000万円以内
リフォームローン	増改築資金・住宅の付随設備の改装資金などにご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
マイカーローン	マイカー購入や車検の費用にご利用下さい。	10年以内	1,000万円以内
フリーローン	ショッピング・レジャー・趣味など、お使いみちは自由、お気軽に窓口にどうぞ。（事業性資金の対応も可能です。）	10年以内	500万円以内
個人ローン	ゆとりあるさまざまなライフプランの実現にお役立て下さい。	10年以内	500万円以内
教育ローン	お子様のご入学金・授業料など学校に納める学費のほか、制服・教科書のご購入などにもご利用いただけます。	最長16年 10ヶ月以内	1,000万円以内
カードローン	急なご出費にも、専用カードで全国信金・銀行・郵便局のキャッシュコーナーで限度額までは何度でもご利用できます。	1.2.3年毎に 契約更新	500万円以内
子育て応援プラン	ご出産・子育て・小学校入学準備にご利用いただけます。	10年以内	100万円以内
福祉プラン	ご親族のための介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金としてご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
シニアライフローン	当金庫にて、公的年金を受取りされている方のための、お使いみちが自由な商品です。（事業性資金は対応しておりません。）	10年以内	100万円以内

※そのほか、いろいろ目的に合ったローンを準備いたしており、ご利用いただくローンによっては優遇金利を取り扱っております。  
詳しくは本支店窓口、渉外担当者にお問い合わせ下さい。なお、窓口に商品概要説明書をご用意しております。

## 主な手数料一覧(令和6年7月31日現在)

### ■為替手数料

内 容	会員区分	5万円未満			5万円以上			
		当金庫 同一店宛	当金庫 本支店宛	他金融 機関宛	当金庫 同一店宛	当金庫 本支店宛	他金融 機関宛	
窓口振込（*） (電信・文書扱)	会 員	無料	110円	550円	無料	110円	550円	
	非 会 員	330円	330円	605円	550円	550円	770円	
A T M振込	当金庫カード	会 員	無料	110円	330円	無料	110円	
		非 会 員	110円	385円	220円	330円	550円	
	他行カード・現金	-	220円	495円	440円	440円	660円	
自動送金	会 員	無料	110円	330円	無料	110円	330円	
	非 会 員		220円	473円		385円	638円	
テレホンバンキング	会 員	無料	110円	330円	無料	110円	330円	
	非 会 員			363円		275円	528円	
アンサーホームバンキング	会 員	無料	110円	330円	無料	110円	330円	
	非 会 員			363円		275円	528円	
インターネットバンキング	会 員	無料	無料	330円	無料	330円	330円	
	非 会 員		110円	363円		275円	528円	
組 戻	振込・送金の組戻手続					1,100円		
他行庫宛地方税等の取次	納付書1枚につき					660円		

(\*) 同一店舗内で営業する店舗間の振込については、同一店内手数料を適用する。

代 金 取 立	内 訳				手数料	
	小切手（*1）	当金庫本支店宛		無料	無料	
		他金融機関宛				
	手形	当金庫本支店宛		440円	440円	
		他金融機関宛				
	個別取立（*2）				1,100円	
	取立手形組戻料				1,100円	
	取立手形店頭呈示料				1,100円	
	不渡手形返却料				1,100円	

(\*1) 先日付小切手は手形の代金取立手数料を徴求する。

(\*2) 電子交換所不参加金融機関宛の取立や電子交換所に交換呈示できない証券類の取立等、郵送対応が必要となるもの。

### ■A T M・C D利用手数料

利用時間帯	取引種類	カードの種類					秋田あつたかネット
		当金庫の カード	他信用金庫 のカード	第二地銀 ・信用組合 ・労働金庫 のカード	他金融機関の カード	ゆうちょ銀行の カード	
平 日	8:00～8:45 入 金 出 金	無 料	110円	220円	—	220円	—
	8:45～18:00 入 金 出 金		無 料	110円	—	110円	—
	18:00以降 入 金 出 金		110円	220円	220円	220円	110円
土 曜 日	8:45～9:00 入 金 出 金	無 料	110円	—	—	220円	—
	9:00～14:00 入 金 出 金		無 料	220円	220円	110円	110円
	14:00以降 入 金 出 金		110円		220円	220円	110円
日 曜 祝 日	9:00～17:00 入 金 出 金	110円	220円	220円	220円	220円	—
	17:00以降 入 金 出 金		—	—			—
	9:00～17:00 入 金 出 金		220円	220円			110円
十一月三十日	17:00以降 入 金 出 金	110円	—	—	上記曜日に対応 する手数料	110円	—
	110円	—	—	—			—

(1) 「—」印の時間帯の取引は、ご利用出来ません。

(2) 当金庫のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行のA T M・C Dをご利用の場合は、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00は110円、それ以外の時間帯は、220円の手数料がかかります。

(3) 12月31日にゆうちょ銀行のカードをご利用の場合および当金庫のキャッシュカードでゆうちょ銀行のA T M・C Dをご利用の場合については、12月31日が平日の場合は終日110円、土曜日の場合は9:00～14:00の間は110円、14:00～17:00の間は220円、日曜日は終日220円の手数料がかかります。

(4) 秋田あつたかネット加盟店は、県内信用金庫、秋田銀行、秋田県信用組合、県内J Aバンクです。

## ■各種サービス手数料

項目	内訳	手数料	項目	内訳	手数料
法人インターネット バンキング	契約料	無料	(HB) (資金移動取引)	契約料	無料
	月額利用料	2,200円		月額利用料	1,100円
個人インターネット バンキング	契約料	1,100円	(FB) (照会・通知/資金移動/アレ伝送)	契約料	1,100円
	月額利用料	無料		月額利用料	3,300円
アンサー(ANSWER) (照会・通知取引)	契約料	無料	テレホンバンキング	契約料	1,100円
	月額利用料	1,100円		月額利用料	無料

## ■個人情報開示手数料

情報開示手数料	住所・氏名・生年月日・電話番号 勤務先(勤務先名または職業・電話番号)	左記一括	1,100円
	預金残高・融資残高・出資残高	特定日毎	
	取引科目・口座番号(科目・口座毎)	特定日毎	
	取引の履歴に関する情報(口座毎)	1ヶ月分(*)	
	上記以外の情報(その他項目)	1項目毎	2,200円
※郵送の場合は、別途料金420円をいただきます。			

(\*) は歴月ベースで計算

(例) 令和4年4月25日から令和4年5月1日までは、2ヵ月分として計算する。

## ■諸用紙代・その他手数料

項目	内訳	手数料	項目	内訳	手数料	
小切手 手形帳 関係	小切手帳(50枚綴)	4,400円	融資関係	借入手形用紙	220円	
	約束手形(50枚綴)			金銭消費貸借証書	330円	
	為替手形(50枚綴)			取引約定書		
	マル専手形用紙(1枚)		債務保証 関係	保証書(1枚あたり) 保証内容変更契約書(1枚あたり)	440円	
再発行関係手数料						
預金通帳再発行 預金証書再発行 キャッシュカード再発行 各種ローンカード再発行 自動貸金庫カード再発行 通帳レス契約終了に伴う通帳発行						
保護預かり料						
貸金庫利用料	普通型	年額			1,320円	
	(小)	年額			3,300円	
	(大)	年額			9,900円	
		年額			14,520円	
取引履歴照会票発行手数料						
1枚						
株式出資払込手数料						
(払込金額×料率)+消費税						
不動産担保調査手数料						
新規設定 追加設定 差替設定						
住宅ローン 関係手数料	全額				33,000円	
	緑上償還	一部			11,000円	
	条件変更				11,000円	
	固定金利特約選択	(当初貸付時不要)			11,000円	
残高(利息)証明書発行手数料 (一部につき)		制定帳票(機械発行)	都度発行扱 定期発行扱	窓口交付扱 郵送交付扱	660円	
		制定帳票(手書発行)	都度発行扱	窓口交付扱		
		制定帳票以外			1,100円	
		制定帳票以外(監査法人向け)			3,300円	

## ■円貨入出金・両替手数料

枚数区分	入出金手数料	両替手数料
1枚~20枚	無料	無料
21枚~100枚		550円
101枚~500枚	440円	1,100円
501枚~1,000枚		
1,001枚~2,000枚	770円	1,650円
2,001枚以上	1,000枚ごとに330円加算	1,000枚ごとに550円加算

(1) 硬貨入出金手数料の対象は、次の場合とする。

・当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金への入出金

・振込、税金・公共料金等各種料金の払込(ただし、国庫金・募金・寄付金・支援金の払込は除く)

(2) 両替手数料は、紙幣と硬貨の合計枚数で持参又は交付のいずれか多い枚数とする。

(3) 汚損した紙幣・硬貨・記念硬貨の交換は無料とする。

## ■うごしん でんさいサービス

でんさいサービス(1件あたり)	内訳		手数料
	利用契約料		無料
	発生記録		
	譲渡記録		330円
	分割譲渡記録		
	変更記録(債権内容に係る場合のみ)		
	保証記録		220円
	支払等記録		
	開示請求	通常開示 特例開示	220円 3,300円
残高証明書			4,400円

# 自己資本の状況

## 単体における事業年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,688	5,770
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,412	3,331
うち、利益剰余金の額	2,352	2,480
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△ 62	△ 28
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	566	205
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	566	205
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,254	5,975
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	6	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(口)) (ハ)	6,248	5,968
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,599	58,484
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,588	3,527
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	61,188	62,012
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(二))	10.21	9.62

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成8年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	57,599	2,303	58,484	2,339
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	56,234	2,249	57,334	2,293
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	212	8	211	8
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,734	429	11,288	451
法人等向け	21,395	855	21,689	867
中小企業等向け及び個人向け	9,508	380	9,707	388
抵当権付住宅ローン	392	15	343	13
不動産取得等事業向け	3,204	128	2,847	113
三月以上延滞等	313	12	320	12
取立未済手形	2	0	3	0
信用保証協会等による保証付	915	36	863	34
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,636	145	3,636	145
出資等のエクスポージャー	3,636	145	3,636	145
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,919	236	6,422	256
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び外部TLAC関連調達手段に該当するものに係るエクスポージャー	502	20	502	20
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	692	27	1,361	54
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,241	49	994	39
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	305	12	135	5
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化工エクスポージャー	448	17	278	11
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	448	17	278	11
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	787	31	747	29
ルック・スルー方式	787	31	747	29
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	128	5	125	5
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
口. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,588	143	3,527	141
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	61,188	2,447	62,012	2,480

(注) 1. 所要自己資本の額=信用リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>  
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャー及び証券化エクスポートジャーを除く)

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

#### 〈地域別・業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポート区分		信用リスクエクスポート期末残高						三月以上延滞 エクスポート	
地域区分	業種区分	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引						債券	
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国 内	146,243	148,458	73,807	73,333	14,501	14,032	2,523	2,412	
国 外	8,825	7,822	-	-	8,825	7,822	-	-	
地 域 別 合 計	155,068	156,281	73,807	73,333	23,327	21,855	2,523	2,412	
製 造 業	6,501	5,990	3,889	3,680	2,312	2,010	173	115	
農 業 、 林 業 、 漁 業	662	605	562	505	100	100	12	9	
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	11	9	11	5	-	-	-	-	
建 設 業	8,569	9,520	8,565	8,154	3	3	1,133	1,055	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,145	5,780	4,679	5,147	1,303	1,202	-	-	
情 報 通 信 業	880	1,264	-	-	707	568	-	-	
運 輸 業 、 郵 便 業	2,876	2,205	1,476	1,498	1,379	1,168	51	50	
卸 売 業 、 小 売 業	5,383	15,231	4,676	5,333	705	704	154	180	
金 融 業 、 保 険 業	67,510	64,253	8,841	8,248	10,241	9,727	-	-	
不 動 産 業	11,354	5,664	6,204	5,664	2,108	1,807	295	285	
宿 泊 業	431	408	431	408	-	-	20	20	
飲 食 業	1,307	1,190	1,307	1,190	-	-	84	84	
教 育 、 学 習 支 援 業	122	130	122	130	-	-	-	-	
医 療 、 福 祉	5,082	4,914	4,079	3,912	1,003	1,002	88	89	
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,312	4,594	4,294	4,576	-	-	247	240	
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	15,239	14,756	11,733	11,156	3,461	3,559	-	-	
個 人	12,931	13,722	12,931	13,722	-	-	262	281	
そ の 他	5,744	-	-	-	-	-	-	-	
業 種 別 合 計	155,068	156,281	73,807	73,333	23,327	21,855	2,523	2,412	
1 年 以 下	25,479	40,200	10,579	10,410	2,021	3,790			
1 年 超 3 年 以 下	36,758	22,042	5,283	5,408	6,068	3,500			
3 年 超 5 年 以 下	12,287	16,164	6,089	8,222	3,698	5,302			
5 年 超 7 年 以 下	14,829	17,932	10,474	13,910	4,155	3,622			
7 年 超 10 年 以 下	22,559	14,763	19,603	13,211	2,956	1,552			
10 年 超	26,104	26,203	21,478	21,879	4,426	4,124			
期 間 の 定 め の な い も の	17,052	18,977	294	289	-	-			
残 存 期 間 別 合 計	155,068	156,281	73,807	73,333	23,327	21,855			

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、未決済為替貸、仮払金、その他の資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産が含まれています。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（51 ページ参照）

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	期末残高		当期における増減額		
	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
製造業	175	120	△ 55	-	-
農業、林業、漁業	13	10	△ 3	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	988	929	△ 59	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	0	-
情報通信業	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	38	38	0	-	-
卸売業、小売業	253	241	△ 12	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-
不動産業	281	277	△ 4	-	-
宿泊業	41	36	△ 5	-	-
飲食業	96	92	△ 4	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-
医療、福祉	264	263	△ 1	-	-
その他のサービス	384	371	△ 13	-	393
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個人	285	285	0	-	-
合計	2,823	2,666	△ 157	-	393

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	25,446	-	24,973
10%	-	16,174	-	15,342
20%	47,771	7,328	58,313	6,742
35%	-	1,102	-	952
50%	14,653	2,366	6,999	2,227
75%	-	11,177	-	11,083
100%	5,817	22,440	5,315	23,300
150%	-	92	-	124
200%	-	-	-	-
250%	-	697	-	904
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	155,068		156,281	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。  
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	羽後信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,331 百万円

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による手堅い財務体質により自己資本を充実させ、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保ってあります。なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策とし、今後とも収益力の向上により自己資本の充実に努め、経営体力を強化してまいります。

## リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクと認識しており、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入し、併せて厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計量化に向け、現在準備を進めております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しており、実質破綻先、破綻先については、優良担保を除いた未保全額の全てを引当しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

### \* リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポート・ファイナンスの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

## (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ファイナンス

(単位：百万円)

信用リスク 削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート・ファイナンス	707	683	12,898	13,550	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明を行いご理解いただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「担保取扱基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポート・ファイナンスの種類に偏ることなく分散されております。

#### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、該当ありません。

#### (5) 証券化工クスポートナーに関する事項

##### イ. オリジネーターの場合

当金庫は、該当ありません。

##### ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項）

①保有する証券化工クスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化工クスポートナー（再証券化工クスポートナーを除く）

(単位：百万円)

証券化工クスポートナーの額	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
（i）住宅ローン	500	-	500	-
（ii）その他	-	-	-	-
	500	-	500	-

b. 再証券化工クスポートナー

当金庫は、該当ありません。

②保有する証券化工クスポートナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化工クスポートナー（再証券化工クスポートナーを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートナー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%～ 50%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
50%～ 100%未満	500	-	500	-	17	-	11	-
100%～ 250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%～ 400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%～1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	500	-	500	-	17	-	11	-

(注) 所要自己資本の額=エクスポートナー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化工クスポートナー

当金庫は、該当ありません。

③保有する再証券化工クスポートナーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

当金庫は、該当ありません。

## 証券化クスポートージャーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として購入しておりますが当該有価証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、定期的に常務会へ報告し、適切なリスク管理に努めております。

なお、証券化クスポートージャーに区分される投資リスク特性の概要は以下のとおりです。

- ・住宅ローン債権を裏付とする優先劣後構造をもつ信託受益権

- ・貸付債権を裏付とする優先劣後構造をもつ信託受益権

### (2) 証券化取引における格付の利用に関する体制の整備及び運用状況の概要

証券化商品への投資は、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、以下のとおり取り扱っております。

- ・投資時点

裏付資産の状況、パフォーマンス、内包されるリスクおよび構造上の特性の分析を行い、市場環境や裏付資産の市場状況、モニタリングに必要な情報が投資期間を通じて継続的に、または適時に入手可能であること等を確認いたします。

- ・管理時点

保有している証券化商品について、定期的に当該証券化商品及びその裏付資産に係る情報を収集し常務会へ報告いたします。

### (3) 証券化クスポートージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入し、併せて厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在準備を進めております。

### (4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### (5) 証券化クスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化クスポートージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）　・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）　・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

## オペレーションル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションル・リスクは、業務運営上可能な限り回避すべきリスクと認識しており、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」等、幅広いリスクと考えております。また当金庫では「オペレーションル・リスク管理規程」を定め、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に事務リスク管理については、営業店に対する事務指導や研修体制を強化するとともに、厳格な検証により牽制機能を発揮し、事務能力の向上に努めています。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

### (2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## (6) 出資等エクスポートナーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,413	1,413	1,829	1,829
非上場株式等	3,831	3,831	3,957	3,957
合計	5,244	5,244	5,786	5,786

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ロ. 出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	3	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	830	1,302

### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	-	-

### 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートナー又は株式等エクスポートナーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートナーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産ファンド、信金中金出資金、その他の出資金が該当します。

リスクの認識については、当金庫が定める「資金運用基準」などに基づき、時価評価及び最大予想損失率(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱えるリスク状況や、設定されたリスク許容額の遵守状況等について、適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー	3,216	3,155
マンデート方式を適用するエクスポートナー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートナー	-	-

## (8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項目番号		イ		口	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,033	3,356	0	66
2	下方パラレルシフト	0	0	70	0
3	ステイープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,033	3,356	70	66
8	自己資本の額	末 当期末		へ 前期末	
		5,968		6,248	

(注)金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### 銀行勘定の金利リスク管理に関する事項

#### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っております。

- ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しております。影響が自己資本の一定範囲を超える場合には、経営陣に報告を行い、金利リスクの削減や運用ポジションの変更を行っております。

- ・金利リスク計測の頻度

前月末日を基準として月次で測定を行い、経営陣への報告を行っております。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

デリバティブ取引などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、有価証券等を売却することによりリスク量を削減しております。

#### ロ. 金利リスクの算定手法の概要

##### (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEに関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25年

- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

5年

- ③流動性預金への満期の割当方法及びその前提

流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しております。コア預金に割り当てられない流動性預金の残存年数は0年と考えております。

- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

ともに想定しておりません。

- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

- ⑥スプレッドに関する前提

割引金利にスプレッドは含めておりますが、△EVEの計算時にはスプレッド変動は考慮しておりません。

- ⑦内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

##### (2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ①金利ショックに関する説明

100BPVの採用、VaRの採用

- ②金利リスク計測の前提及びその意味

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しております。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しております。

# 「金融仲介機能のベンチマーク」への取組みについて

地域活性化に向けた金融機関の取り組みの指標となる「金融仲介機能のベンチマーク」が平成28年9月に金融庁より公表され、当金庫においても地域金融機関としての役割を認識し、企業に寄り添いながら支援を行っていくことで、活気ある地域づくりに貢献してまいります。

## 金融仲介機能のベンチマークの内容

### 1. 共通ベンチマーク

基準日：令和6年3月31日

金融仲介機能	ベンチマーク	ベンチマーク（指標）の説明	提出指標等（計数を入力）						
			（単位：社）	年度	条変総数	好調先	順調先	不調先	
(2)取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	2 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	4年度	216	10	93	8		
			5年度	233	23	81	14		
		金融機関が関与した創業件数（単位：件）	4年度	18					
	3 金融機関が関与した創業、第二創業の件数	金融機関が関与した第二創業件数（単位：件）	5年度	11					
			4年度	1					
		金融機関が関与した第二創業件数（単位：件）	5年度	0					

### 2. 選択ベンチマーク

選択ベンチ 50 項目の内、当金庫が重点的に取り組している 6 項目を掲載しております。

金融仲介機能	ベンチマーク	ベンチマーク（指標）の説明	提出指標等（計数を入力）						
			（単位：社、億円、%）	年度	地元中小与信先数①	地元中小向け融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①
(2)事業性評価に基づく融資等担保・保証に過度に依存しない融資	7 地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合	4年度	2,187	375	209	35	9.6%	9.3%
			5年度	2,110	366	193	37	9.1%	10.1%
		（単位：社）	年度	支援①	支援②（プロパー）	支援②（信用保証付）	支援③	支援④	
	16 創業支援先数（支援内容別）	創業支援先数（支援内容別） ①創業計画の策定支援 ②創業期の取引先への融資（プロパーと信用保証付きの区別） ③政府系金融機関や創業支援機関の紹介 ④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	4年度	4	2	14	1	0	
			5年度	1	0	9	1	0	
			（単位：社）	年度	地元	地元外	海外		
(3)本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	18 販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別） ビジネスマッチング等	4年度	0	21	0			
			5年度	0	21	1			
	21 事業承継支援先数	事業承継支援先数（単位：社） 親族内承継も含む	4年度	17					
			5年度	11					
	43 取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	補助金申請手続きにおける認証、事業計画策定の支援等	年度	支援先数					
			4年度	13					
			5年度	15					
(11)他の金融機関及び中小企業支援施策との連携	44 取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数	創業支援、協調融資、M&A及び経営改善支援等の連携	4年度	10					
			5年度	9					

\* 今後も地域活性化に向けた当金庫の取り組みにつきまして、金融仲介機能を発揮し進めてまいります。

# 資料編

財務諸表	36～43 ページ
貸借対照表	
損益計算書	
剰余金処分計算書	
主要な経営指標の推移	44 ページ
直近5年間の主要な経営指標の推移	
直近2事業年度における事業の状況	45～51 ページ
《主要な業務の指標》	
業務粗利益及び業務粗利益率	
業 務 純 益	
利 鞘	
利 益 率	
資金運用収支の内訳	
受取・支払利息の増減	
《預金に関する指標》	
預金・譲渡性預金平均残高	
定期預金残高	
預金原価率	
会員・会員外預金残高	
預金者別残高と構成比	
《貸出金等に関する指標》	
貸出金科目別平均残高	
固定金利・変動金利貸出金残高	
預 貸 率	
貸出金使途別残高	
貸出金の担保別残高	
債務保証見返の担保別残高	
会員・会員外貸出金残高	
消費者ローン・住宅ローン残高	
代理貸付残高内訳	
常勤役職員一人当りの預金及び貸出金残高と増加率	
一店舗当りの預金及び貸出金残高	
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
《有価証券に関する指標》	
有価証券の種類別の残高及び平均残高	
有価証券の種類別の残存期間別残高	
有価証券の時価情報	
預 証 率	
有価証券利回り	
《その他の指標》	
内国為替取扱金額及び件数	
経費の内訳	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減	

# 財務諸表

## 貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)
( 資 産 の 部 )			
現 金	3,534,273	3,340,978	3,570,102
預 け 金	50,442,927	47,307,948	50,203,692
買 入 金 錢 債 権	842,104	806,966	573,933
有 價 証 券	31,821,526	30,558,781	29,660,537
地 方 債	2,926,720	2,959,760	3,242,555
社 債	12,373,867	10,764,579	9,978,900
株 式	1,096,211	1,120,065	1,527,261
そ の 他 の 証 券	15,424,727	15,714,376	14,911,821
貸 出 金	71,805,548	73,423,326	72,075,546
割 引 手 形	80,134	124,338	86,111
手 形 貸 付	2,111,857	1,884,822	2,162,193
証 書 貸 付	64,391,035	66,418,610	65,176,238
当 座 貸 越	5,222,519	4,995,554	4,651,004
そ の 他 資 産	928,540	946,475	1,201,550
未 決 済 為 替 貸	13,181	12,379	17,963
信 金 中 金 出 資 金	692,700	692,700	902,700
未 収 収 益	159,202	173,185	193,394
そ の 他 の 資 産	63,456	68,210	87,493
有 形 固 定 資 産	1,957,582	1,864,288	2,018,083
建 物	979,985	915,774	1,076,207
土 地	853,948	852,121	810,689
その他の有形固定資産	123,648	96,392	131,186
無 形 固 定 資 産	13,536	9,386	9,173
ソ フ ト ウ エ ア	7,957	3,807	3,594
その他の無形固定資産	5,578	5,578	5,578
繰 延 税 金 資 産	315,310	494,212	256,473
債 务 保 証 見 返	316,662	302,501	1,160,391
貸 倒 引 当 金	▲ 3,373,014	▲ 3,390,019	▲ 2,871,646
個 別 貸 倒 引 当 金	▲ 2,927,252	▲ 2,823,414	▲ 2,666,244
資 産 の 部 合 計	158,604,996	155,664,846	157,857,838

(負債及び純資産(会員勘定)の部)

(単位:千円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)
( 負 債 の 部 )			
預 金 積 金	147,563,807	148,736,300	149,547,371
当 座 預 金	1,360,422	1,114,061	1,888,088
普 通 預 金	62,910,598	64,891,881	66,971,967
貯 蓄 預 金	182,337	197,737	145,248
通 知 預 金	4,041	14,041	-
定 期 預 金	75,009,725	74,551,912	72,791,275
定 期 積 金	7,239,005	7,326,948	7,327,269
そ の 他 の 預 金	857,677	639,716	423,523
そ の 他 負 債	270,632	292,311	316,486
未 決 済 為 替 借	32,565	28,896	52,579
未 払 費 用	49,218	58,235	52,002
給 付 補 てん 備 金	688	528	419
未 払 法 人 税 等	17,291	13,087	12,387
前 受 収 益	37,013	32,015	27,049
職 員 預 り 金	26,799	28,075	25,114
そ の 他 の 負 債	107,056	131,473	146,933
賞 与 引 当 金	25,133	22,982	22,466
退 職 給 付 引 当 金	406,850	391,169	371,123
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79,681	85,601	85,893
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	7,686	7,951	7,961
偶 発 損 失 引 当 金	49,879	38,605	33,738
債 務 保 証	316,662	302,501	1,160,391
負 債 の 部 合 計	148,720,334	149,877,424	151,545,433
( 純 資 産 の 部 )			
出 資 金	3,420,488	3,412,230	3,331,604
普 通 出 資 金	1,420,488	1,412,230	1,331,604
優 先 出 資 金	2,000,000	-	-
そ の 他 出 資 金	-	2,000,000	2,000,000
利 益 剰 余 金	6,038,370	2,352,494	2,480,786
利 益 準 備 金	965,141	985,141	1,022,141
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,073,228	1,367,352	1,458,644
特 別 積 立 金	4,425,000	464,720	775,000
(うち経営安定積立金)	(3,400,000)	-	(300,000)
(うち優先出資消却積立金)	(100,000)	-	-
当 期 未 処 分 剰 余 金	648,228	902,631	683,644
処 分 未 済 持 分	▲ 40,804	▲ 62,705	▲ 28,978
会 員 勘 定 合 計	9,418,054	5,702,018	5,783,412
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	466,608	85,403	528,992
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	466,608	85,403	528,992
純 資 産 の 部 合 計	9,884,662	5,787,422	6,312,404
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	158,604,996	155,664,846	157,857,838

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期
経 常 収 益	2,270,422	2,298,633	2,562,488
資 金 運 用 収 益	2,051,276	2,019,733	2,002,929
貸 出 金 利 息	1,585,548	1,560,112	1,553,953
預 け 金 利 息	50,731	56,087	61,703
有 価 証 券 利 息 配 当 金	392,386	381,614	366,256
そ の 他 の 受 入 利 息	22,609	21,918	21,014
役 務 取 引 等 収 益	163,295	155,734	154,420
受 入 為 替 手 数 料	63,061	57,042	55,291
そ の 他 の 役 務 収 益	100,234	98,691	99,129
そ の 他 業 務 収 益	15,649	45,365	2,935
国 債 等 債 券 売 却 益	4,918	-	-
国 債 等 債 権 償 還 益	-	39,660	-
そ の 他 の 業 務 収 益	10,731	5,705	2,935
そ の 他 経 常 収 益	40,200	77,799	402,203
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	-	391,232
償 却 債 権 取 立 益	5,734	63,642	2,314
株 式 等 売 却 益	20,802	-	-
そ の 他 の 経 常 収 益	13,664	14,157	8,656
経 常 費 用	2,188,514	1,930,551	2,294,051
資 金 調 達 費 用	9,274	8,145	6,143
預 金 利 息	8,767	7,764	5,842
給 付 補 てん 備 金 繰 入 額	361	244	164
そ の 他 の 支 払 利 息	145	135	136
役 務 取 引 等 費 用	319,244	314,234	326,059
支 払 為 替 手 数 料	21,999	18,248	18,524
そ の 他 の 役 務 費 用	297,244	295,985	307,534
そ の 他 業 務 費 用	33,101	613	39,328
国 債 等 債 券 償 還 損	33,052	-	-
国 債 等 債 券 償 却	-	-	38,038
そ の 他 の 業 務 費 用	49	613	1,290
経 費	1,550,521	1,459,970	1,508,289
人 件 費	864,434	824,682	819,484
物 件 費	615,145	574,191	600,695
税 金	70,940	61,095	88,109
そ の 他 経 常 費 用	276,373	147,587	414,230
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	265,698	120,811	-
貸 出 金 償 却	0	101	393,577
株 式 等 売 却 損	-	5,322	5,783
株 式 等 償 却	4,014	3,661	376
そ の 他 資 産 償 却	1,061	1,026	3,755
そ の 他 の 経 常 費 用	5,597	16,663	10,738
経 常 利 益	81,907	368,082	268,437
特 別 利 益	63	367	4,695

<b>固 定 資 産 処 分 益</b>	63	367	4,695
<b>特 別 損 失</b>	12,568	12,285	7,732
<b>固 定 資 産 処 分 損</b>	12,132	293	3,590
<b>減 損 損 失</b>	436	11,991	4,142
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	69,402	356,164	265,400
<b>法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税</b>	38,741	26,808	24,481
<b>法 人 税 等 調 整 額</b>	▲ 43,059	▲ 37,031	98,897
<b>法 人 税 等 合 計</b>	▲ 4,318	▲ 10,223	123,378
<b>当 期 純 利 益</b>	73,720	366,387	142,021
<b>繰 越 金 (当 期 首 残 高)</b>	574,508	536,244	541,622
<b>当 期 未 処 分 剰 余 金</b>	648,228	902,631	683,644

### 貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 22年～39年

その他 2年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められた額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,682百万円であります。

6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,770,192百万円
差引額	▲89,255百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月現在） 0.1171%

③ 补足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金28百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け金率を掛け金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

12. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 貸倒引当金 2,871百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 繰延税金資産 256百万円  
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 23百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 4,569百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 48百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」の中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 2,602百万円 |
| 危険債権額              | 4,899百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | 25百万円    |
| 貸出条件緩和債権額          | 1,243百万円 |
| 合計額                | 8,770百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取れができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は86百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |  |        |
|--|--------|
| 担保に供している資産                                 |        |
| 有価証券                                       | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務                                |        |
| 預金   | 19百万円  |
| 上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。 |        |
20. 出資1口当たりの純資産額 242円29銭
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業区域内のお客様に対する貸出金です。  
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
 また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理  
 当金庫は、融資業務及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理  
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
 市場リスク管理規程及び資金運用基準等において、リスク管理方法等を記載しており、常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
 日的には、経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会へ報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理  
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替リスク量の把握を定期的に行い管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理  
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われています。  
 このうち、経営管理部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の管理、時価の定期的な把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報  
 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
- 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁公示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、3,033百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。  
 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理  
 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
 なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。
22. 金融商品の時価等に関する事項  
 令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております（償還返済予定額については、（注3）（注4）を参照）。  
(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	50,203	50,229	25
(2) 有価証券	29,577	29,391	▲186
満期保有目的の債券	3,400	3,213	▲186
その他有価証券	26,177	26,177	-
(3) 貸出金(*1)	72,075		
貸倒引当金(*2)	▲2,868		
	69,207	73,959	4,752
金融資産計	148,987	153,579	4,591
(1) 預金積金(*1)	149,547	149,409	▲138
金融負債計	149,547	149,409	▲138

(\* 1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

##### 金融資産

###### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

###### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から26.に記載しております。

###### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

##### 金融負債

###### (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

#### (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1) (*2)	23
組合出資金(*3)	59
合計	82

(\* 1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\* 3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	33,903	15,700	400	200
有価証券	4,285	10,090	5,761	4,075
満期保有目的の債券	200	400	600	2,200
その他有価証券のうち満期があるもの	4,085	9,690	5,161	1,875
貸出金(*2)	10,352	24,665	16,052	12,920
合計	48,541	50,455	22,214	17,195

(\* 1) 預け金のうち、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。

(\* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

#### (注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	138,620	10,738	-	187
合計	138,620	10,738	-	187

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりあります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。以下、26.まで同様であります。

##### 売買目的有価証券

該当ありません。

##### 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	1,300	1,337	37
	小計	1,300	1,337	37
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	2,100	1,875	△224
	小計	2,100	1,875	△224
合計		3,400	3,213	△186

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

#### その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1, 445	596	848
	債券	6, 122	6, 103	19
	国債	-	-	-
	地方債	1, 761	1, 756	5
	社債	4, 361	4, 347	14
	その他	5, 128	4, 630	498
	小計	12, 696	11, 330	1, 365
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	58	69	△10
	債券	7, 098	7, 306	△208
	国債	-	-	-
	地方債	1, 481	1, 500	△18
	社債	5, 617	5, 806	△189
	その他	6, 898	7, 377	△479
	小計	14, 055	14, 753	△698
合計		26, 751	26, 083	667

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当ありません。

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的の有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、38百万円（うち、事業債38百万円、非上場株式0百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりとなります。

「著しく下落した」とは、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合とし、この場合は合理的な反証がない限り、時価が取得原価に回復する見込みがあることは認められない。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合とは、次の場合をいう。

(イ) 前期末の時価も、今期末の時価も共に取得原価より30%以上下落している場合。

(ロ) 前期末か今期末どちらか一方の時価が、取得原価より30%以上下落しており、かつ期末の格付が、BB（ダブルB）以下となった場合。（格付の使用基準は自己査定基準に準ずる、以下同じ。）

(ハ) 前期末か今期末どちらか一方の時価が、取得原価より30%以上下落している場合において、当期の4月から3月までの月末時価の平均を算出し、平均時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合。

(ニ) 今期末の時価が取得原価の50%以下となった場合。

27. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,434百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,316百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,484
退職給付引当金	101
その他	311
繰延税金資産小計	2,896
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,500
評価性引当額小計	△2,500
繰延税金資産合計	395
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	138
繰延税金負債合計	138
繰延税金資産（負債）の純額	256百万円

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。  
当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高等に重要性はありません。

31. 追加情報

その他出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資資金から振り替えて計上した2,000百万円が含まれております。

#### 損益計算書注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益5円26銭
3. その他の経常収益には、睡眠預金雑益編入額240千円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、信用保証協会負担金9,769千円を含んでおります。
5. 当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失（千円）
由利本荘市内	遊休不動産	その他の有形固定資産	4, 142
合 計			4, 142

営業用店舗については、営業店（本店、各支店（出張所を含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

店舗移転に伴う資産の遊休化等により投資額の回収が見込めなくなつたことから、事業用不動産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,142千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

6. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、154,420千円であります。

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取扱等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
	保険販売手数料等の保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に關係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期未処分剰余金	648,228	902,631	683,644
剰余金処分額	111,984	361,008	128,295
利益準備金	20,000	37,000	15,000
普通出資に対する配当金	13,984	13,729	13,295
(出資配当率)	(年1%)	(年1%)	(年1%)
優先出資に対する配当金	28,000	-	-
(優先出資配当率)	(年0.7%)	(年 - %)	(年 - %)
特別積立金	50,000	310,279	100,000
(うち経営安定積立金)	(50,000)	(300,000)	(100,000)
繰越金（当期末残高）	536,244	541,622	555,348

令和4年6月17日開催の第74期通常総代会で報告を行った令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、鈴木崇大公認会計士事務所 公認会計士鈴木崇大氏、三浦佑一郎公認会計士事務所 公認会計士三浦佑一郎氏の監査を、令和5年6月19日開催の第75期通常総代会及び令和6年6月14日開催の第76期通常総代会で報告を行った令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、三浦佑一郎公認会計士事務所 公認会計士三浦佑一郎氏の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月17日

羽後信用金庫  
理事長 藤田直人

# 主要な経営指標の推移

## 直近5年間の主要な経営指標の推移

項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益(千円)	2,262,486	2,277,504	2,270,422	2,298,633	2,562,488
経常利益(又は経常損失)(千円)	171,673	142,528	81,907	368,082	268,437
当期純利益(又は当期純損失)(千円)	129,250	106,437	73,720	366,387	142,021
出資総額(千円)	3,504,121	3,466,598	3,420,488	3,412,230	3,331,604
普通出資金(千円)	1,504,121	1,466,598	1,420,488	1,412,230	1,331,604
優先出資金(千円)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	-	-
その他の出資金(千円)	-	-	-	2,000,000	2,000,000
普通出資総口数(千口)	30,082	29,331	28,409	28,244	26,632
優先出資総口数(千口)	10,000	10,000	10,000	-	-
純資産額(百万円)	9,659	10,118	9,884	5,787	6,312
総資産額(百万円)	145,001	155,541	158,604	155,664	157,857
預金積金残高(百万円)	134,032	144,125	147,563	148,736	149,547
貸出金残高(百万円)	68,941	73,129	71,805	73,423	72,075
有価証券残高(百万円)	30,520	32,762	31,821	30,558	29,660
単体自己資本比率(%)	15.02	14.76	15.53	10.21	9.62
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)(円)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
普通出資配当率(%)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)(円)	2.8	2.8	2.8	-	-
優先出資配当率(%)	0.7	0.7	0.7	-	-
役員数(人)	11	12	13	13	12
うち常勤役員数(人)	5	6	6	6	5
職員数(人)	191	178	179	163	156
会員数(人)	32,749	32,633	32,455	32,198	31,549

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)が、平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年度以降は新告示に基づき算出しております。なお、当金庫はいずれの場合も国内基準を採用しております。
2. 優先出資の配当率は、発行価格に対する配当率を記載しております。
3. 職員数は期末人員(期末日付退職者を除く)を記載しております。

# 直近2事業年度における事業の状況

## 《主要な業務の指標》

### 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	2,011,587	1,996,786
資金運用収益	2,019,733	2,002,929
資金調達費用	8,145	6,143
役務取引収支	▲ 158,499	▲ 171,638
役務取引等収益	155,734	154,420
役務取引等費用	314,234	326,059
その他の業務収支	44,751	▲ 36,393
その他業務収益	45,365	2,935
その他業務費用	613	39,328
業務粗利益	1,897,840	1,788,754
業務粗利益率	1.19%	1.15%

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

### 利 鞘

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.27	1.29
資金調達原価率	0.94	1.00
総資金利鞘	0.33	0.29

### 業務純益

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
業務純益	328,995	289,660
実質業務純益	449,838	289,660
コア業務純益	410,178	327,698
コア業務純益(投資信託解約損益除く)	410,178	327,698

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### 利 益 率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.22	0.17
総資産当期純利益率	0.22	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{総資産経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 資金運用収支の内訳

項目	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	158,769	154,340	2,019,733	2,002,929	1.27	1.29
うち貸出金	72,444	72,340	1,560,112	1,553,953	2.15	2.14
うち預け金	54,022	50,984	56,087	61,703	0.10	0.12
うち有価証券	30,786	29,683	381,614	366,256	1.23	1.23
資金調達勘定	153,797	150,520	8,145	6,143	0.00	0.00
うち預金積金	153,770	150,493	8,009	6,006	0.00	0.00
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借用金	-	-	-	-	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度3百万円)を、控除して表示しております。

### 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和4年度		令和5年度		令和5年度	
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	31,280	▲ 62,823	▲ 31,543	▲ 38,594	21,790	▲ 16,803
うち貸出金	▲ 11,975	▲ 13,460	▲ 25,435	▲ 1,457	▲ 4,701	▲ 6,158
うち預け金	1,865	3,490	5,356	▲ 2,197	7,813	5,616
うち有価証券	▲ 5,534	▲ 5,238	▲ 10,772	▲ 15,357	0	▲ 15,357
支払利息	268	▲ 1,397	▲ 1,129	▲ 170	▲ 1,831	▲ 2,002
うち預金積金	264	▲ 1,383	▲ 1,119	▲ 167	▲ 1,835	▲ 2,003
うち譲渡性預金	0	0	0	0	0	0
うち借用金	0	0	0	0	0	0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

## 《預金に関する指標》

### 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
流動性預金	70,203	67,745
うち有利息預金	62,631	63,995
定期性預金	83,204	82,383
うち固定金利定期預金	75,902	75,105
うち変動金利定期預金	11	15
その他の	362	364
計	153,770	150,493
譲渡性預金	—	—
合計	153,770	150,493

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 預金者別残高と構成比

(単位：百万円、%)

項目	令和5年3月末		令和6年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	120,249	80.85	120,684	80.70
法人	28,486	19.15	28,862	19.30
うち一般法人	20,785	13.97	22,015	14.72
うち金融機関	407	0.27	14	0.01
うち公金	3,226	2.17	2,817	1.88
うちその他	4,067	2.73	4,014	2.68
合計	148,736	100.00	149,547	100.00

## 《貸出金等に関する指標》

### 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
手形貸付	1,854	1,649
証書貸付	65,730	66,136
当座貸越	4,768	4,462
割引手形	91	90
合計	72,444	72,340

### 預貸率

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金(期末残高)(A)	73,423	72,075
預金(期末残高)(B)	148,736	149,547
預貸率(A/B)	49.36%	48.19%
期中平均	47.11%	48.06%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

### 定期預金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
定期預金	74,551	72,791
固定金利定期預金	74,535	72,775
変動金利定期預金	16	15
その他の	0	0

### 預金原価率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度
預金原価率	0.94	0.99

### 会員・会員外預金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
会員	61,469	62,798
会員外	87,266	86,748

### 固定金利・変動金利貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金	73,423	72,075
うち変動金利	20,090	19,525
うち固定金利	53,332	52,550

### 貸出金使途別残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	23,029	31.36%	23,819	33.05%
運転資金	50,393	68.63%	48,255	66.95%
合計	73,423	100.00%	72,075	100.00%

## 貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比%	残高	構成比%
当金庫預金積金	746	1.02	708	0.98
有価証券	-	-	-	-
動産	91	0.12	158	0.22
不動産	7,664	10.44	7,002	9.72
その他	-	-	-	-
小計	8,502	11.58	7,869	10.92
信用保証協会・信用保険	21,887	29.81	22,168	30.76
保証	22,498	30.64	22,683	31.47
信用	20,535	27.97	19,353	26.85
合計	73,423	100.00	72,075	100.00

## 債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比%	残高	構成比%
当金庫預金積金	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	80	26.46	925	79.75
その他	-	-	-	-
小計	80	26.46	925	79.75
信用保証協会・信用保険	3	1.10	2	0.18
保証	0	0.27	0	0.05
信用	218	72.17	232	20.02
合計	302	100.00	1,160	100.00

## 会員・会員外貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
会員	46,716	46,864
会員外	26,706	25,211

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
消費者ローン	8,606	8,919
住宅ローン	6,741	7,157

## 代理貸付残高内訳

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
信金中央金庫	86	58
日本政策金融公庫(国民生活)	20	19
日本政策金融公庫(中小企業)	2	0
(独)住宅金融支援機構	916	793
その他の	14	14

## 常勤役職員一人当たりの預金及び貸出金残高と増加率

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
一人当たりの預金残高	880	928
一人当たりの貸出金残高	434	447
一人当たりの預金増加率(%)	10.33	5.54
一人当たりの貸出金増加率(%)	11.93	3.04

## 一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
一店舗当たりの預金残高	4,249	4,272
一店舗当たりの貸出金残高	2,097	2,059

## 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)
製造業	244	3,646	4.96	231	3,457	4.79
農業、林業	69	267	0.36	70	262	0.36
漁業	4	18	0.02	4	16	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	1	11	0.01	1	5	0.00
建設業	510	7,836	10.67	496	7,419	10.29
電気・ガス・熱供給・水道業	15	4,674	6.36	16	5,140	7.13
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	33	1,440	1.96	33	1,456	2.02
卸売業、小売業	427	4,383	5.96	402	4,163	5.77
金融業、保険業	22	8,814	12.00	21	8,218	11.40
不動産業	167	6,069	8.26	165	5,528	7.66
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	13	54	0.07	15	64	0.08
宿泊業	24	426	0.58	22	405	0.56
飲食業	216	1,043	1.42	209	924	1.28
生活関連サービス業、娯楽業	130	1,135	1.54	115	1,157	1.60
教育、学習支援業	8	119	0.16	9	127	0.17
医療、福祉	78	4,009	5.46	76	3,840	5.32
その他のサービス	207	2,390	3.25	206	2,666	3.69
小計	2,168	46,342	63.11	2,091	44,854	62.23
地方公共団体	10	11,733	15.98	10	11,144	15.46
個人	9,241	15,347	20.90	8,985	16,076	22.30
合計	11,419	73,423	100.00	11,086	72,075	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 《有価証券に関する指標》

### 有価証券の種類別の残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分		令和4年度		令和5年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他目的	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-
地 方 債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他目的	2,959	2,912	3,242	3,024
	合計	2,959	2,912	3,242	3,024
公社公団債 (政府保証債含む)	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他目的	2,202	2,246	2,068	2,131
	合計	2,202	2,246	2,068	2,131
金 融 債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他目的	501	434	498	500
	合計	501	434	498	500
その他の社債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他目的	8,060	8,935	7,411	8,059
	合計	8,060	8,935	7,411	8,059
株 式	売買目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他目的	1,120	694	1,527	692
	合計	1,120	694	1,527	692
外 国 証 券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	3,500	3,388	3,400	3,405
	その他目的	6,614	6,689	5,852	6,366
	合計	10,114	10,078	9,252	9,772
その他の証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他目的	5,599	5,485	5,659	5,502
	合計	5,599	5,485	5,659	5,502
計	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	3,500	3,388	3,400	3,405
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他目的	27,058	27,397	26,260	26,278
	合計	30,558	30,786	29,660	29,683

### 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和5年3月期	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	1,611	610	393	344	-	-	2,959
社 債	720	3,879	2,080	1,520	1,178	1,385	-	10,764
株 式	-	-	-	-	-	-	1,120	1,120
外 国 証 券	1,296	599	994	2,082	1,340	2,878	921	10,114
その他の有価証券	-	815	438	754	89	-	3,502	5,599
合 計	2,016	6,905	4,123	4,750	2,952	4,264	5,544	30,558

(単位：百万円)

令和6年3月期	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	1,203	599	802	390	246	-	-	3,242
社 債	2,185	2,099	2,764	991	680	1,256	-	9,978
株 式	-	-	-	-	-	-	1,527	1,527
外 国 証 券	399	797	1,686	2,158	572	2,695	942	9,252
その他の有価証券	462	198	942	416	84	-	3,554	5,659
合 計	4,251	3,695	6,195	3,956	1,585	3,952	6,023	29,660

## 有価証券の時価情報

### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	900	934	34	1,300	1,337	37
	小計	900	934	34	1,300	1,337	37
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,600	2,395	▲ 204	2,100	1,875	▲ 224
	小計	2,600	2,395	▲ 204	2,100	1,875	▲ 224
合計		3,500	3,329	▲ 170	3,400	3,213	▲ 186

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

### 2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	836	343	493	1,445	596	848
	債券	7,246	7,193	52	6,122	6,103	19
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2,072	2,058	14	1,761	1,756	5
	社債	5,174	5,135	38	4,361	4,347	14
	その他	4,433	4,014	419	5,128	4,630	498
小計		12,516	11,551	965	12,696	11,330	1,365
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	259	322	▲ 63	58	69	▲ 10
	債券	6,477	6,684	▲ 207	7,098	7,306	▲ 208
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	887	900	▲ 12	1,481	1,500	▲ 18
	社債	5,590	5,784	▲ 194	5,617	5,806	▲ 189
	その他	8,517	9,126	▲ 609	6,898	7,377	▲ 479
小計		15,253	16,133	▲ 879	14,055	14,753	▲ 698
合計		27,770	27,685	85	26,751	26,083	667

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれおりません。

### 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式		24		23
組合出資金		71		59
合計		95		82

## 預 証 率

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
有価証券(期末残高)(A)	30,558	29,660
預金(期末残高)(B)	148,736	149,547
預証率(A/B)	20.54%	19.83%
期中平均	20.02%	19.72%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

## 有価証券利回り

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度
国債	-	-
地方債	0.29	0.30
社債	0.66	0.63
上記平均利回	0.58	0.56
有価証券総合平均利回	1.23	1.23

## 《その他の指標》

### 内国為替取扱金額及び件数

(単位：件、百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
送金仕向	108,880	69,152	108,927	65,031
送金被仕向	168,155	78,235	164,319	75,561
代金取立仕向	646	732	-	-
代金取立被仕向	2,379	1,855	1	0

### 経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
人件費	824,682	819,484
報酬給料手当	641,818	641,722
退職給付費用	83,443	78,846
その他の	99,420	98,915
物事務費	574,191	600,695
事務費	275,019	270,470
旅費交通費	3,478	3,362
通信費	16,661	18,276
事務用品費	15,273	16,573
事務委託費	181,303	173,743
固定資産費	97,313	119,095
土地建物賃借料	21,459	22,131
保全管理費	57,897	66,918
事業費	53,111	55,527
広告宣伝費	20,228	18,644
交際費・諸会費	16,805	20,675
人事厚生費	9,568	14,214
有形固定資産償却	113,669	117,616
無形固定資産償却	4,150	1,738
その他の	21,360	22,031
税金	61,095	88,109
合計	1,459,970	1,508,289

### 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和4年度	445	566	-	☆ 445	566 ☆洗替による取崩額
	令和5年度	566	205	-	☆ 566	205 ☆洗替による取崩額
個別貸倒引当金	令和4年度	2,927	2,823	103	*2,823	2,823 *主として税法による取崩額
	令和5年度	2,823	2,666	127	*2,696	2,666 *主として税法による取崩額
合計	令和4年度	3,373	3,390	103	3,269	3,390
	令和5年度	3,390	2,871	127	3,262	2,871



# 信金中央金庫

Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2024年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約34兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

## 地域金融に貢献

### 信金中金

- 運用資産 ..... 約45兆円
- 単体自己資本比率（国内基準） ..... 25.75%
- 単体不良債権比率 ..... 0.24%

上記計数は、2024年3月末現在

### 信用金庫

- 預金量 ..... 約161兆円
- 信用金庫数 ..... 254金庫
- 役職員数 ..... 約9万7千人

上記計数は、2024年3月末現在

### 強固なネットワーク

#### 信用金庫の業務にかかるサポート

- ▽中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- ▽個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- ▽地域創生やフィンテックの活用など

#### 信用金庫の経営にかかるサポート

- ▽信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ▽信用金庫向け金融商品の提供
- ▽信用金庫の業務効率化のサポート
- ▽信用金庫の経営課題の解決サポート

#### 信用金庫業界の資金運用

- ▽信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

### 総合力で地域金融をバックアップ

#### 信金中金グループ

##### 証券業務

しん  
きん  
證  
券  
(株)

ナ信  
シ金  
ヨイ  
ナン  
ルタ  
(株) |

##### 金融関連業務

信金  
シン  
ガポ  
ール  
(株)

信金  
ギヤ  
ラン  
テイ  
(株)

マし  
ネン  
ジメント  
投信  
(株)ト

##### その他業務

信金  
キヤ  
ピタル  
(株)

ネし  
ッ金  
トく  
ワ地  
域創  
生(株)

シ(株)  
スし  
テん  
ムセ  
ンタ  
情報  
(株)

信金  
中金  
ビジ  
ネス  
(株)

### 邦銀トップクラスの格付

#### 格付機関

#### 長期格付

ムーディーズ (Moody's)

A1

S&Pグローバル・レーティング (S&P)

A

格付投資情報センター (R&I)

A+

日本格付研究所 (JCR)

AA

2024年3月末現在

# 開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しております。各項目は以下のページに掲載しております。

(ページ)

## \*金庫の概況及び組織に関する事項

・理事・監事の氏名及び役職	17
・事業の組織	15
・事務所の名称及び所在地	16

## \*金庫の主要な事業の内容

## \*金庫の主要な事業に関する事項

・直近の事業年度における事業の概況	12
・直近の5事業年度における主要な事業の概況 経常収益	44
経常利益	44
当期純利益	44
出資総額及び出資総口数	44
純資産額	44
総資産額	44
預金積金残高	44
貸出金残高	44
有価証券残高	44
自己資本比率	44
出資に対する配当金	44
役員数	44
職員数	44
会員数	44

## ・直近2事業年度における事業の状況

### 主要な業務の指標

業務粗利益及び業務粗利益率	45
資金運用収支、役務取引等収支 及びその他の業務収支	45
業務純益	45
総資産経常利益率	45
総資産当期純利益率	45
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	45
受取利息及び支払利息の増減	45
預金に関する指標 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金	
その他の預金平均残高	46
固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	46
貸出金等に関する指標 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引	
手形の平均残高	46
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	46
貸出金使途別残高	46
預貸率の期末値及び期中平均値	46
貸出金の担保別残高	47
債務保証見返の担保別残高	47

## 地域活性化に関する取組状況

経営方針	4
総代の属性別構成比	14
沿革・歩み	17
商品・サービスの案内	19
中小企業の経営の改善のための取組状況	20
業務のご案内	21～22
手数料一覧	23～24
預金原価率	46
会員・会員外預金残高	46
預金者別預金残高と構成比	46

## 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

有価証券に関する指標 商品有価証券の種類別の平均残高…取扱いありません	48
有価証券の種類別の残高及び平均残高	49
有価証券の種類別の残存期間別残高	49
預証率の期末値及び期中平均値	50

## \*金庫の事業の運営に関する事項

・リスク管理の体制	5
・法令遵守の体制	5
・金融ADR制度への対応	6
・個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	7
・金融商品に係る勧誘方針	10

## 自己資本の状況（単体における事業年度の開示事項）

自己資本の構成に関する事項	25
自己資本の充実度に関する事項	26
信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーニー及び証券化エクスポートジャーニーを除く）	27～29
信用リスク削減手法に関する事項	29
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…取扱いありません	
証券化エクスポートジャーニーに関する事項	30
出資等エクスポートジャーニーに関する事項	32
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーニーに関する事項…取扱いありません	
エクスポートジャーニーに関する事項…取扱いありません	32
金利リスクに関する事項	33

## \*金庫の財産の状況に関する事項

・貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36～43
・金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1)から(4)までに掲げるものの合計額	18
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4)貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5)正常債権	
・貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
・貸出金償却の額	18
・「経営者保証に関するガイドライン」への取組み…20 「金融仲介機能のベンチマーク」への取組みについて…34	
・次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
有価証券	50
規則第15条の2の2第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ取引ほか)	取扱いありません
*報酬体系	11
*会計監査人の監査を受けている旨	43
*財務諸表の適正性、内部監査の有効性の確認	43

会員・会員外貸出金残高	47
消費者ローン・住宅ローン残高	47
代理貸付残高の内訳	47
役職員一人当たりの預金残高	47
役職員一人当たりの貸出金残高	47
1店舗当たりの預金残高	47
1店舗当たりの貸出金残高	47
有価証券利回り	50
内国為替取扱金額及び実績	51
経費の内訳	51



地域と共に、あなたと共に。

羽後信用金庫

発行：羽後信用金庫 経営管理部  
〒015-8601 秋田県由利本荘市本荘24番地  
TEL. 0184 (23) 3000  
ホームページ <http://www.ugoshinkin.jp>